

食品安全委員会プリオン専門調査会

第 40 回会合議事録

1 . 日時 平成 18 年 12 月 13 日 (水) 13:00 ~ 16:02

2 . 場所 食品安全委員会大会議室

3 . 議事

(1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(2) 133 以上、3 気圧以上及び 20 分以上の条件で処理した蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること

(3) その他

4 . 出席者

(専門委員)

吉川座長、門平専門委員、永田専門委員、水澤専門委員、堀内専門委員、毛利専門委員、山本専門委員

(食品安全委員会委員)

小泉委員、野村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

齊藤事務局長、日野事務局次長、國枝評価課長、境情報・緊急時対応課長、中山評価調整官、梅田課長補佐

(説明者)

農林水産省 坂本農産安全管理課長補佐

5 . 配布資料

資料 1 - 1 日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報 (暫定版)

資料 1 - 2 各国の G B R 評価一覧表

資料 1 - 3 Draft option of the Scientific Panel on Biological Hazards on the revision of the Geographical BSE risk Assessment (GBR) methodology

資料 1 - 4 我が国に輸入される牛肉等のリスク評価に係る論点メモ

資料 2 にかわかす原料となる骨の流れ (平成 18 年 12 月 7 日提出資料)

- 資料 3 米国 B S E サーベイランス見直しに対する
参考資料 1 諮問書（16 消安第 2314 号；肉骨粉の焼却灰及び炭化物、
並びに蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすの肥料利用に
ついて）
参考資料 2 肉骨粉の焼却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生
ずるにかわかすの肥料利用に係る資料
参考資料 3 米国産牛肉の混載事例について

6. 議事内容

吉川座長 それでは、定刻になりましたので、第 40 回「食品安全委員会プリオン専門調査会」を始めたいと思います。

本日、7 名の専門委員が御出席です。永田専門委員は電車が遅れていて少し遅れるということですが。

それから、食品安全委員会から 4 名の委員、見上委員長代理、小泉委員、野村委員、本間委員と来られております。

本日の資料説明者として、農林水産省からも来られております。事務局についてはお手元の座席表を御覧ください。

それでは、本日、初めに食品安全委員会が行う自ら評価について、このところ検討してきたわけですけれども、それについてもう少し審議を続けるということを行いたいと思います。

前から懸案になっていた 133 以上 3 気圧、20 分以上の条件で処理した蒸製骨粉なんですけれども、これは問題ないということですが、このときの副産物として出るにかわかすを肥料にすることについてという継続で審議をされていた課題があります。それについて審議をしていただきたいと思います。

前に議題になりました米国の BSE のサーベイランス見直しについて、今日できれば見解をまとめる格好で審議を進めたいと思います。

それから、いろいろ盛りだくさんですけれども、リスク管理機関からの報告事項で、米国産の牛肉の中の混載事例等について報告をしていただきたいと思います。

スケジュール全体につきましては「第 40 回食品安全委員会プリオン専門調査会 議事次第（案）」がお手元に配られていると思います。御覧ください。

それでは、審議に入ります前に、事務局から資料の確認をお願いします。

中山評価調整官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第がございまして、その裏に座席表がございまして。

資料 1 - 1 としまして「日本向け牛肉輸出国のリスク評価項目毎の情報（暫定版）」が全部で 14 ページまでございます。

資料 1 - 2 でございますけれども「各国の GBR 評価一覧表」ということで、12 ページま

でございます。

資料 1 - 3 が、EFSA から公表されました GBR 評価手法の変更案でございます、これが 78 ページまでございまして、その後、事務局でまとめました概要案が参考として 1 枚付いております。

資料 1 - 4 が「我が国に輸入される牛肉等のリスク評価に係る論点メモ」が 1 枚紙でございます。

資料 2 が農林水産省の農産安全管理課長から評価課長に宛てた追加提出資料の提出についてということで、にかわかず原料となる骨の流れが、6 ページまでございます。

資料 3 としまして、米国 BSE サーベイランス見直しに対する見解(案)が 1 枚紙でございます。

参考資料 1 でございますけれども、これはにかわかすの諮問書が 1 枚紙でございます。

参考資料 2 が、肉骨粉の償却灰及び炭化物、並びに蒸製骨粉の製造過程で生じるにかわかすの肥料利用について、こちらが 30 ページまでございます。

参考資料 3 が、プレスリリース資料で「米国産牛肉の混載事例について」、これが 18 ページまででございます。

以上の資料を用意させていただいております。不足等ございましたらお申し出いただきますようお願いいたします。

また、これまで配付させていただきました資料は、席上のファイルにとじております。適宜御覧いただきますようお願い申し上げます。

また、参考資料の 2 につきましては、これまでプリオン専門調査会で配付させていただいたものの抜粋でございますので、本日は、傍聴の方にはお配りしておりませんが、事務局にて閲覧可能となっておりますので、後日、食品安全委員会のホームページ上で御覧いただけるよう準備を進めておりますので、御了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

吉川座長 資料はお手元の方でございますか。いいですか。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価」という件ですけれども、ここ数回親委員会から諮問を受けて、準備段階としていろいろな局面から見て審議を続けてきたわけです。

どういう情報があるかということを中心に事務局に集めていただいて、後で説明があると思いますけれども、整理をしてきた。それから現状についてもそれなりの把握をしてきたというふうに思います。

国内の専門家として山内前プリオン専門調査会委員を招聘し、意見を伺い、また前回、スイス連邦獣医局のダグマー・ハイム博士を招聘していろいろなヨーロッパの考え方、あるいは彼女の経験から見た OIE、国際獣疫事務局としての全体としての考え方、その他いろいろな意見を伺ってきました。

本日、これまでに収集整理した情報、各国の現状、それから今までのプリオン専門調査会の議論を踏まえて、最初に事務局の方から資料の説明をしていただいた後、審議して、できればある程度の結論に至ればと思いますけれども、特に、今日出さなければいけないという問題ではないですけれども、審議をしていただきたいと思います。

それでは、事務局の方から先ほどの配付資料に基づいて、資料の説明をしていただけますか。

梅田課長補佐 そうしましたら、資料の方を簡単に説明させていただきます。

まず、資料 1 - 1 を御覧ください。これは御紹介ございましたように、これまで自ら評価の案件として審議してまいりましたが、各国の状況について整理したものであります。

これまで提出しております資料のリバイスしたものとなっています。4 ページの脚注のところに書いてございますように、表中で下線部を入れているところがございますけれども、これが 9 月 19 日の第 38 回プリオン専門調査会以降に追加、修正した部分ということで御覧いただければと思います。

詳しい中身については、議論の中で必要に応じて御説明させていただければと思います。

5 ページ以降、これもこれまで資料として使っておりますものでございますけれども、4 ページまでの各情報についての出典ということになるわけでありまして。

その裏、6 ページから 8 ページにかけて、各国に分けて、それぞれどういう出典、資料を使ったかということを表示しているわけでございます。

9 ページ以降、14 ページまで、各国のサーベイランスの詳細について、これも GBR の報告書の中から該当する部分を各国ごとに整理したものでございますので、適宜御覧いただければ、数字で出ている部分については数字で、報告書の中に数字で文章として書かれているものについては、そこから抜き出してあります。これが資料 1 - 1 になってございます。

資料 1 - 2 は、今回、新たに追加で作成したものであります。

「各国の GBR 評価 一覧表」ということでタイトルを打っておりますけれども、その下にございますように、この資料につきましては、GBR レポート、ワーキンググループを組織して、そこで検討されるわけですが、そのレポートも含むということでございまして、これを基に事務局の方で作成してございます。

構成等については、こちらの方で作り変えてございますが、内容については、いずれもレポートの中から引用しているということでございます。

各国の下の方でございます項目、海外からの侵入リスクと安定性との相互作用、それから国内で、タイトルが少し違っておりますけれども、BSE の暴露増幅リスクと書いていますけれども、下のところでは、国内の BSE 増殖の可能性、それから今後予想される GBR の展開、この項目につきましては、レポートのサマリーを基に作成してございまして、緑字で書いてある記述につきましては、わかりやすくするために、ワーキンググループレポートからも不足した記述をこの中に書いてございます。

それが、1～7ページまで、各国について並べてあります。これは、GBRの各国のレポートの最終的な総括表としてございますけれども、それを基に、ランクづけを行っていますが、それをわかりやすくするために、色分けをしたということでございまして、視覚的に見やすくしたものでございます。

その後ろ8ページに、参考ということで、このレポートの評価の基になっております考え方、方法論ということで、これもGBRの一般的なレポートの中に書いてございましてところから引用したものでございます。

GBRの定義から査定、評価のための方法論ということ。

それから、その中に各侵入リスクあるいは安定性についてレベル分けをしているということで、その考え方が書かれてございます。これを参考にさせていただければと思います。

資料1～3でございましてけれども、先ほど御紹介がありましたように、これまでこのブリオン専門調査会での御議論で参考にしておりますGBRの考え方について、今般、EFSAの方からGBRの新たな考え方というものが改正案として出されております。コメントを求められているということでございまして、この新たな情報として御紹介させていただきます。後ろに1枚参考ということで用意しております。そちらを御覧ください。

中身については、既に先生方にお送りしてございますので、詳しい中身は御覧になっている方もいらっしゃるかと思いますし、この本文を適宜確認していただければよろしいかと思いますけれども、内容について、少し紹介させていただきますと、この改正案の基本的な考え方として、既にあるGBRの考え方に加えて、以下のことを考慮しているということが言えようかと思います。

1つは、そこに書いていますような、有病率の低い国で、牛集団の大きい国からの侵入リスクが課題とならないようにする必要があるということで、これまでのGBRについての評価の中で、こういった指摘がされていたということを踏まえて、その点を考慮したということだと考えられます。

また、安定性の評価における柔軟な評価の必要性ということで、後ほど下に書いていますような侵入リスクであるとか、あるいは安定性のリスクについて、特に安定性のリスクについて、従前の定性的な評価に比べれば、更に定量的なアプローチで評価していこうという姿勢がうかがえます。

BSEサーベイランスのデータを考慮するということが、1つの大きな特徴になっているかと思います。

また、各国が講じた管理措置によって、BSEリスクは、時間的に変動するということを検討するというので、これまでのGBRの中でも侵入リスクと安定性との関係で、今後の増殖が減少するのか、増大するのかといったところの考え方を示されている部分がありますが、更に時間的な変動というものを考慮した考えが取り入れられているということです。

それから、これはもともとEFSAですから、EUの各国におけるBSEの流行を見た場合に、理化学的な結果からすれば、流行が減少しているという時期にあるということを前提に、

管理措置との関係で、リスク評価の在り方ということが検討されているということ。

それから、OIE ガイドラインとの整合性ということに配慮されているということが書かれています。

特に侵入リスクについて、若干御説明申し上げますと、生体牛、それから肉骨粉による侵入リスクを評価する際に、従来の GBR では考慮されていなかった牛集団の規模を考慮するというごさいますして、括弧の中は先ほど入ったようなことを考慮した対応だということが言えようかと思ひます。

また、手続として3つのステップにより評価を行うということで、そのステップを書いていますけれども、第1のステップで BSE リスク国からの生体牛等の輸入データを取得するというごさいますけれども、リスク評価がなされていない国からの侵入リスクは、リスク国からの同じリスクとみなすということが考え方として取り入れられている。

第2ステップとして、そうした輸入された生体牛、肉骨粉がフィードチェーンに侵入したかどうかということの推定のステップになりますが、従来の GBR でも侵入リスクから除外した理由として、そこに書いてあるような理由が一部書かれている部分のごさいますけれども、新たな改正案の中では、こうした除外した理由あるいは除外しなかった理由、そういったものを明確にするということが姿勢として取り入れられています。

第3のステップとして、輸入された生体牛、肉骨粉の不感染性レベルの推定ということでございまして、これは先ほど申し上げたような数値化をして、なるべく定量的な評価を行うということで、このような加重ケース w というごさいますので、そういったケースを用いた考え方を取り入れたということでありまして、その w 値をどういふふうな決め方をするかということについては、BSurv、あるいはその他の適切な方法を用いて w のレベルを 0 ~ 10,000、「非常に低い」から「非常に高い」というごさいますのでケースを置いて、その範囲で計算していくという方法が取り入れられています。

次のページにまいりまして、安定性についても同様に最新のデータあるいはこれまでの知見として経口感染の試験のデータなんかを踏まえまして、半定量的なアプローチを提案ということでごさいます。

そういう意味では、括弧の中にありますように「従来の GBR では、“OK”、“reasonable OK”、“not OK”の定性的評価」であったわけのごさいますけれども、できるだけ定量的にしていこうという姿勢がうかがえます。

3つの大きな安定要因として、SRM 除去、レンダリング、飼料規制について、先ほどの侵入リスクでもありますような係数を用いた考えを取り入れて、それらのかげ合わせによって総合的にその効果を計算しようということで行われています。

SRM 除去で言えば、1 から最大 0.01 の効果、それぞれの SRM のやり方によって、その効果に重みづけを行うということでごさいます。

同じくレンダリングについても、レンダリングの条件に応じて重みづけを行うということでごさいます。

飼料規制についても 0.2 というのが 86 年以前の英国において 20% MBM が牛に給餌されていたという状況が推測されるわけでありませけれども、それと同じ状況であれば、0.2 というケースを用いる。

あるいは、最適な飼料規制の場合ということで、かなり完全な飼料規制が行われているといった場合には、0.001 というケースを用いるということで、それらのかけ合わせで安定性の評価を行うということになっています。

最後のところで、評価カテゴリーの変更ということで、旧 GBR においては、I ~ IV の 4 ランクに分けられてございましたけれども、提案においては、Likely と Unlikely ということで、2 つに大きく分かれまして、Likely については、そこに書いてありますように、Likely and decreasing と Unlikely and increasing ということで更に 2 つに分かれるということになってございます。

Likely については、評価された牛集団に 1 頭以上の BSE 牛が存在するという定義がなされておりまして、Unlikely については評価された牛集団に BSE 牛が存在する可能性は低いということに定義されてございます。

以上、1 - 3 につきまして簡単に概要を御説明させていただきました。

それから、資料 1 - 4 でございますが、これまでの議論におきまして、既に幾つかここに書いてある点についても議論はされておりますけれども、そもそもこの議論につきましては、安全委員会の方で自ら評価として準備段階の議論をプリオン専門調査会において行っていただくということでございまして、米国、カナダ以外で、我が国が牛肉を輸入している国について、情報収集により、現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や、評価に必要な項目について議論を進めていただくということで、付託されたことでございます。

したがいまして、ここに用意させていただいた論点メモということでございますけれども、各国の情報を把握するというところで、各国の BSE の現状はということ、あるいは評価を行うとすれば、どのような考え方で行うのか、また、評価を行うとすれば、どのようなとりまとめが考えられるか、それが施策にどのように反映されると期待されるかといったようなこと。

それから、OIE 基準との整合性をどのように考えるか。リスク評価を行うとすれば、調査項目は、またその方法はどうか。

また、優先順位について、あるいはそういった議論を踏まえて、先ほど申し上げた食品安全委員会からの付託事項に対する専門調査会としての見解は、どのようにまとめるのかというようなこと書いてございます。それはあくまで論点メモということでございまして、用意させていただいておりますので、御紹介させていただきました。

以上、資料 1 - 1 から 1 - 4 までの御説明をさせていただきました。

吉川座長 どうもありがとうございました。資料 1 - 1 は、新規のデータも含めて、今まで事務局で一応評価項目、主要項目に該当するというものについて、どのぐらいのデー

タが入手可能かということ整理して、かなり埋まってきたかというふうに思います。

それから、GBR で改正案の中で、特にサーベイランスについて、これまでびしっと出るか、出ないかという GBR の評価としては、あまりサーベイランスに重きを置かないで、その国にそれだけのリスクがあるか、ないかということ前提にしてきたんですけれども、今回、資料 1 - 3 で報告されたように、かなり GBR 評価そのものの方向性というのをかなり柔軟に、一旦評価が終えたら、不動という形ではなくて、リスクに応じた評価になるように柔軟性を持たせるといことと、原点として定性的な評価にこだわらずに、定量的に数値化できるものについては数値化していこうという EFSA そのものの基本的な考え方。

多分根底にあるのは、ヨーロッパそのものがかなり OIE を含めて、BSE の封じ込めに対して、実績を上げてきたという背景があるかとも思います。一旦した評価に対して、取られたリスク管理措置の有効性をどう評価するか、それをリスクの現状評価のあるいはステータス評価の中でどう反映していくかということも、やはり EFSA にとっては大きな課題であって、そういうのを含めてかなり柔軟な評価、定量的な評価という方向性に踏み切ってきたのかなというふうに思います。

資料の 2 については、カラーでかなりわかりやすく、我々の必要な評価でいけば、ある意味では生体牛を含めて前半部分の準拠することの GBR について、わかりやすく機関別に侵入リスクと国内の安定性と総合評価というものを該当する国について書き出していただいたので、今後、考えを進めていくには、割合わかりやすいかと思います。

例えば資料 1 - 2 のオーストラリアというところの GBR 評価、ステータス評価はレベル I ですけれども、安定性から見ると、総合レベルで極めて不安定というのが 2000 年まで続いて、2001 年から 2003 年まで非常に不安定という、かなり赤い色が付いているけれども、海外からの侵入リスクがブルーで書いてあるような、どの時期も非常に低い、あるいは無視できるという範囲で国内での増幅の可能性は、両者をかけ合わせて、可能性としてはほとんどないというブルーに戻るという組み合わせになっていますし、3 ページ目の米国 GBR III ですけれども、これを見ると、海外からの侵入リスクは無視できる中等度から徐々に悪化してきているという評価になっているかと思います。

国内の安定性に関しては、薄いピンクの問題ありという項目が並んでいて、総合リスクとしては、極めて不安定で、増幅の可能性としては、可能性ありという総合評価になっているというような格好で、必ずしも赤が 1 か所あれば、全部赤になるという問題ではないし、そういう意味ではかけ合わせの重みづけというのがされているし、また、年代別にリスクがどう変動してきて、それがステータス評価にどう影響しているのかというのは、非常にわかりやすくなっているかという印象を受けます。

今日はいろいろ議題がありますけれども、一応、1 時間ぐらいは十分議論する時間とってあります。ちょっと解説が長くなりましたけれども、最初に、今の事務局の説明について御質問等ありましたら、伺った上で審議を始めたいと思います。

どなたかございますか。

どうぞ。

山本専門委員 ちょっと細かいことで申し訳ないんですが、資料の1 - 1で侵入リスクということで、生体牛の頭数が書かれているんですが、これが、例えばオーストラリアのところは70頭で、194というのは輸入側の数字が上にあって、輸出側というか、そういうことなんですか。

梅田課長補佐 脚注のところに書いてございますが、上の段がCountry Dossierということで、GBR評価に当たって各国からアンケート調査をして、その情報が提出されるということですが、上段は各国から提出された資料に基づいて書いています。下の段は、それ以外の情報として輸出国側の、EUで取っている統計的な情報、そういったもので検証したデータですが、基本的には、輸出側のデータに基づいてということになっています。

山本専門委員 それと、この頭数は何年に入ったかというのは、全部把握できていることになりませんか。

梅田課長補佐 先ほど資料の中で、各国のレポートの中には、何年に何頭入ったかというのは全部表として載っております。

山本専門委員 そうすると、こちらのGBRの評価との付け合わせはできますか。色分けしてあるのは、それを見て色分けされているんですか。

梅田課長補佐 基本的にはGBRのレポートに基づいておりますので、整合性は取られている、そういう前提につくっているものです。

山本専門委員 それから、この国が並んでいるのは、牛肉を日本に輸出している国なんですか。それとも、牛肉だけではなくて、牛に関連したものが入っていれば、これはここに出てくるんでしょうか。

境情報・緊急時対応課長 全部で15か国で、牛肉と煮沸牛肉、それから中国の場合は牛肉調製品も入っております。そういったものを輸入した国です。

山本専門委員 失礼しました。前回欠席したもので、記憶になかったものですから、ありがとうございました。

吉川座長 ほかに、事務局の資料説明に関して、質問はございますか。

かなりまとまってはいるけれども、データとしてはかなり膨大なことにはなっていますけれども、いいでしょうか。

特に議論していく中で、また言われてみると、ここがよくわからないというところがあれば、またその時点で質問するとして、それでは一応事務局からの資料説明を受けたということで、資料1 - 4にこれまでの経緯を含めて論点となってきたメモが配られていますけれども、各国のBSEの現状について、それから、リスク評価を行うとすれば、どんな考え方で行うか、これについても何回か議論を進めてきたと思いますけれども、何回目かに問題となったリスク評価を行うとすれば、とりまとめ、アウトプットをどういう格好で出すのか、それが管理側とどう関わってくるかといった問題。

それから、OIE 基準との整合性をどういうふうにこの評価の中で考えるか、考えないかという問題。

それから、いよいよリスク評価をするということになるとすれば、ここに前回国内見直し、あるいは中間とりまとめ、米国、カナダを含めてやってきた項目について、資料の1-1にかなりまとめられておりますけれども、こういう項目でいいのか、また、埋まっていないところは調査しなければならないわけですが、どんな調査方法が考えられるかといった問題。

それから、リスク評価の対象国と優先順位というようなものを設けるか、どうするかという問題、それから議論を進めていく間に、別件諮問が、今日もにかわかすが入っておりますけれども、そういったときに、どうするかという辺りも、できれば合意を取っておきたいと思えます。

それから、食品安全委員会からの付託事項に対するプリオン専門調査会の見解、これを最終的には求められているわけで、ここ4回ぐらい、そういう意味では、それに基づいて議論してきているわけですが、最終的に結論が出るとすれば、どういった見解として親委員会に返すかといったことを、これまで特にこの順番で議論してきたわけではないんですけども、議論してきたと思うんです。

どうでしょうか。上からの順番で行くか、別に順不同で、ここの議論についてはまだ議論が尽くされていないんじゃないか、あるいはここはどうなっているんだということもあれば、特に順番にとらわれずに議論していても構わないと思うんです。

もう一回親委員会が、随分議論してきたので、プリオン専門調査会に対して、何をどうしてくれというふうに尋ねたか、それをまず確かめておいた方がいい気もするので、事務局の方、もしわかっていれば確認をしていただけますか。

梅田課長補佐 簡単に経緯も含めて、その辺りを御説明させていただきます。

私も食品安全委員会の役割の中で、リスク管理機関側から諮問を受けて、それで評価を行うという場合と、もう一つ自らが判断を行って評価を行っていくという役割がございます。今回の案件については、自らの案件に該当するわけですが、そのプロセスといたしまして、企画専門調査会がございまして、その中で自ら評価の案件を選定していくというプロセスがございます。

それは、社会的に関心の高いもの、あるいはリスクが不明だけれども、潜在的なリスクがあるんじゃないかと思われるようなもの、そういう観点でピックアップされた中で、最終的に今回の案件がピックアップされてきたということでございます。

最終的には、食品安全委員会、いわゆる親委員会で、するか、しないかということを決定するわけですが、今年の6月の親委員会の議論といたしまして、決定するに当たっては、恐らく決定すれば、当然ながらプリオン専門調査会で御審議いただくということになるわけですが、まずは、決定する前に、プリオン専門調査会の意見を聞いてみようということを決まりまして、それで6月22日の36回のプリオン専門調査会の会合

におきまして、そういった経緯を含めて、紹介させていただいたということでございます。

繰り返しになりますけれども、親委員会での議論といたしまして、自ら評価の取扱いについては、直ちに評価を開始するのではなくて、まずはプリオン専門調査会において、米国、カナダ以外で、我が国が牛肉を輸入している国について、情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や、評価に必要な項目について議論を進めていただくということで、ちょっと前後いたしましたけれども、そういうプリオン専門調査会での御意見を聞いてみるということで、36回の専門調査会で、そういう経緯を含めて御説明させていただいて、36回のプリオン専門調査会での御議論としては、なかなか難しい面は情報収集がなかなか困難ではないかということも御意見としてあった一方、取り組む姿勢があってもいいんじゃないかということで、BSE はヒトの健康に関わる問題であり、EFSAにおける評価、まさにGBR 評価ですけれども、それでGBR III という結果が出ている国もあるということからして、取り組むことがあってもいいんじゃないかという御意見等々があったわけです。

そういう御意見を親委員会の方に報告いたしまして、その結果、先ほど申し上げたようなことで付託事項として、プリオン専門調査会で御議論していただくことになったわけです。

繰り返しになりますけれども、付託事項といたしましては、米国、カナダ以外では、我が国が牛肉を輸入している国について、情報収集により現状を把握するとともに、輸入牛肉のリスク評価の進め方や評価に必要な項目について議論を進めていただくことにすることとさせていただきます。

以上ですけれども、よろしいでしょうか。

吉川座長 わかりましたでしょうか。流れとしては、企画専門調査会で自ら評価については評価すべき項目の選定をして、安全委員会にリコメンドするというか、選択した結果を報告して、親委員会の方が最終的には、選定された項目について検討する、しないという結論を出すわけですけれども、今回、米国、カナダ以外の日本に牛肉等を輸出している国について、リスク評価をしたらどうだという企画の意見を受けて、やる、やらないという結論を出す前に、プリオン専門調査会に、もう少し中身について、現状の把握、それから把握すべき方法、項目、評価の進め方、その辺りを十分審議してほしいという格好で投げられたというのが現状で、忘れてしまったかもしれませんが、そういう親委員会からの委託を受けて、今、議論をしているという審議の現状をもう一回思い出してください。

ちなみに、ここである程度コンセンサスを得て、プリオン専門調査会でも専門家グループとしての意見を親委員会に返した後というのは、どんなふうになるんですか。そこもついでに聞いておきたいと思うんです。

梅田課長補佐 先ほど申し上げたとおり、親委員会の方で御意見を踏まえまして、審議が行われるということではありますが、その決定に際しまして、これは食品安全基本法に基

づく基本的事項を閣議決定してございますが、その中で、委員会自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努めるという規定がございまして、これに基づいて、いわゆるリスコミを行うよう努めるということになっておりますので、そのリスコミについても行うようにしたいと事務局としては考えているわけですが、そういう手続を踏まえて、そういう結果も踏まえまして、親委員会で最終的に自ら評価の案件として決定を行うかどうかということを経済的に決定するという手続になると考えております。

吉川座長 わかりました。ここの委員会で、ある程度の審議を経て、親委員会に戻った上で、親委員会がそれを受けてリスコミをして、その結果も含めて、やるか、やらないかという最終決定をするという流れ、それでいいわけですね。

山本専門委員 その流れの中で、確認しておきたいんですけども、そのリスコミの対象と申しますと、管理者の側も一緒に入って、話を進めていくことになるのでしょうか。

梅田課長補佐 先ほど言いました、関係者相互間における情報及び意見交換という規定につきまして、特にこの関係者というのが、特定の方だけを指すということではございませんので、当然ながら関係者として、リスク管理機関とのコミュニケーションを排除するものではない、対象に入るということではありますけれども、それをどういう形でやるかというのは、御議論を踏まえてあるかと思っておりますけれども、通常意見交換会あるいは説明会という形でやったり、そのほか、いろんな形でも個別に対象を絞った形でやることもあるかと思っております。

山本専門委員 質問した理由は、結局、リスク評価で、何か結果が出たとして、例えばこの国は悪いとか、ほかの国は大丈夫だということが出たときに、悪いとされた国からの輸出をそのまま認め続けるかどうかということに関しては、やはり管理者の意見とか、そういうものがちゃんと反映されるというか、管理者がちゃんと認識して、それを実行できないと、評価した意味があまりないので、それを最初から影響を受けるというわけではなくて、どういう形の管理の手法があるのかということも含めて考えていかないと、評価というのは、最終的には結論づけられないんじゃないかということ懸念したものですから、そういうふうになっております。

吉川座長 親委員会の方が結論を出すので、ここでやる、やらないという結論を出すわけにはいかないんですけども、今までの審議を経て、ここにある論点メモの中にも、今の問題が入っていましたけれども、その辺の議論を含めた結果として解して、親委員会として最終決定をする前にステークホルダーのいろいろな立場の人がいるわけで、その意見を聞いた上でゴーサインを出したとしても、先取りする方ですけども、結局、またここに戻ってきて審議をする格好になるので、その中で情報収集も含めて、必要に応じてはリスク管理側からも情報提供を要求することになるかもしれませんし、また、評価していく内容の結果次第では、確かにリスク管理が直接関連してくる項目も出てくるかと思っております。

自ら評価ですから、ある程度こちらとすれば、あくまで科学的に中立に評価をして、そ

れを受けて管理側が行政対応を、多分科学評価だけで済まない部分もあるのかもしれませんが。その辺も含めて取っていくことになるかと思うんですけれども、やる前からこうなるだろう、こうと言ってもしようがない部分もあるとは思うんです。

どうぞ。

梅田課長補佐 今、山本専門委員の方から、管理機関側とのリスコミといいますか、関係についてお尋ねがございましたけれども、食品安全委員会の中で、これも既にプリオン専門調査会の中で議事概要をお示ししておりますけれども、改めて紹介させていただきますと、親委員会での自ら評価の案件について議論した際に、やはりそういう管理機関との関係、協力が必要ではないかというお話もございまして、意見を伺ってございます。

その内容については、各国で取られた BSE に係るリスク管理措置に関する情報について、基本的には自ら評価ですので、公開されているものについては、安全委員会の方で入手をするということで、その中で、リスク管理機関でなければ入手できないような情報があれば、管理機関としても協力させていただくというお話をいただいているということはございます。

また、議論の中では、現在これらの国からの牛肉は輸入をされているわけでありまして、御意見として、条件を守って輸入しているという、今までのやり方で、仮にもし、BSE がこれらの国で見つかった場合に、その対応についてお聞きした御意見はございましたけれども、それに対しましては、リスク管理機関の方から万一 BSE が発生したときの混乱を避けるために、最低限のリスク回避措置を現在も確保しているということで、これは家畜衛生条件あるいはそれ以外に SRM を除去するとか、そういった要請はして、そういう中で輸入がされているという説明でございますけれども、そういう現状を御説明いただいた上で、相手国にそういう場合にどのような措置を求めていくかということについては、食品安全委員会にも相談しながら決めていくということで、管理対応については、そのような状況での説明ではございますけれども、そういう説明があったということはございます。

少し紹介させていただきました。

吉川座長 いいですか、前半部はわかりがよかったと思うんです。情報の収集に当たっては公開されているものは、食品安全委員会の事務局の方で集められるだけ集める。それで足りない部分あるいは管理側の助けが要る場合については、要請をして集めるという部分で、後半アウトプットの結果について、家畜衛生条件を入れて評価するかどうかというのは、既に取りられているわけですから、当然評価の中に含めて、私は構わないと思うんですけれども、ただ、それがどの程度実行されているかという問題は、既に条件に入っているわけですから、アメリカ、カナダのときと違って、実効性の評価は、情報収集できれば可能だと思うんです。ですから、それはいいと思うんですけれども、山本専門委員が質問したのは、それよりも更に難しい質問だったと私は思うんですけれども、アウトプットの場合に、端的に言うならば、現状の条件を含めたものと、こちらでの評価がかなりの乖離を起こしたときどうするんだ、心配をしていたのは、そういうことですね。

梅田課長補佐 済みません、ちょっと補足をさせていただきますと、その際に追加の説明の中で、我々の評価のアウトプットに対する対応ということで、関係のところを御紹介させていただくと、安全委員会での自ら評価の議論が進む中で、リスク評価の結果が、ある程度明らかになってくれば、それに対応した管理機関としての管理措置についても考え方もおのずと決まってくるということで、管理機関の方では、こちらの審議の進捗状況なりを見極めつつ対応するというような趣旨の御説明がございました。

吉川座長 管理側としても、そういう意味で、情報収集の場合に、ある程度協力を依頼することもあるかもしれないし、評価が進んでくれば、無視できない部分もあるのかもしれない。選択肢としては、幾つかのケースはあるだろうとは思っています。

評価結果によると思いますけれども、法令的には勧告から始まって、リコメンデーション、どのぐらい違うかわかりませんが、もう一回こういう評価になったから、管理側としても評価を含めて、現行の措置について、もう一回考える必要があるならば、考える必要があるということになるのかもしれないし、現状の条件の中で、安全性が確保されるというケースであれば、特に問題ないと思うんですけれども、ちょっと今の段階で、いろいろなシナリオを書いて、こうなった場合にどうするというのは、ちょっと難しい部分があるかもしれませんし、データを集めて分析していく中で、おのずと方向性が出てくるだろうということではないだろうかと思いますけれども、歯切れが悪くて済みません。

ほかにありますか。どうぞ。

門平専門委員 今日いただいた資料を見ただけでも膨大な情報があるので、かなり時間をかけて読み込まないと判断ができない部分も非常にあると思います。

ほかの世界的なレベルでも、BSE の状況というのは、1つの言葉とか量とかで表せることは、まだできないということでのいろんな議論がされているわけですので、この論点のメモを見たときに、今、自ら評価はどのようにすればいいのかという考え方から、話を始めた方がいいんじゃないかと思います。

このリスク管理の標準手段のフローチャートというのは、いただいたことはあるんですけれども、やはり、今、現状で入手できる情報を使いながら、限られた期間である程度の評価ができるという目的を、まず最初に決めて、そのためにはリスクプロファイル文書の作成のようなものが、勿論活用できると思うんですけれども、そして、あるもの、既に、今日、お渡ししていただいた資料1-1、1-2のような情報を使いながらも、既に予備的なリスクの推定はできますので、それで更に足りないものがあれば情報を集めるような形にすることによって、もっと具体的な目の前にある目的が決められるのではないかなと思います。

ですから、今日の議論はあまり時間もありませんので、その点を皆さんと話し合うといいのかなという感じがいたしました。

このプロファイルのフローチャートを見ますと、一度決めたことは、それで最終決定でございませぬので、それで新たな見解が見つけれぬ、親委員に出て、リスクコミュニケ

ーションをして、一般の関係者、ステークホルダー全員が入ることによって、新たな見解が出た段階で、また持ち寄ってきて、問題点を把握して目的を定めて、またリスク評価を行うという形のフローチャートですので、私が思うのは、ちょっと長ったらしい説明でわかりにくいかもしれませんが、今日の段階で、まずできること、あるいは去年やったアメリカやカナダに対する評価のような形、既に経験がありますが、そういうものをうまく使いながら、今、ここにある情報を利用しながらできることを目的にするのも一案かなと思いましたので、発言させていただきました。

吉川座長 そのフローチャートというのは、どんなフローチャートでしたか。

標準手順書の16ページに書いてある食品安全委員会のフローチャートを、今、門平専門委員が見られて説明をされた。もしあれば、そのページをコピーして配っていただければと思います。

どうぞ。

梅田課長補佐 リスクプロファイルということで出ましたけれども、通常リスクプロファイルというのは、危害について、公衆衛生上の特徴であるとか、危害そのものの特徴とかを列記して、評価をするに当たって、そういったことを、そういった特徴なりを書いて、そういった上でリスク評価を行う必要性であるとか、意義、今、おっしゃられたような目的、そういったものを整理した文章ということで、通常は評価を依頼する側、評価機関側がつくるというケースが多くなるわけでしょうけれども、そのリスク評価を要請するに当たって、そういったプロファイルをつくった上で、どういうことについての評価を行ってくださいというようなことで、評価を要請するという手続があるわけですが、そういう中で、プロファイル文章をつくるのが、かなり目的なり、必要性なりが、皆さんの共通認識としてはっきりするという点で便利ではないかということだと思います。

特に門平先生は、ほかのウイルスの専門委員にもなっていらっしゃって、その中で、微生物学的なりリスク評価に当たってのガイドラインをつくっておられて、その中で、ちょうどプロファイルをつくった上で評価をしていくというステップが、今、まさにやっているところですので、そういう観点で御指摘をいただいたと思っております。

吉川座長 どうぞ。

境情報・緊急時対応課長 先ほど、門平専門委員がおっしゃったフローチャートは、例えばある微生物とか化学物質を各国関係なく普遍的に評価するのであれば、私どもがデータを集めてきて、それを基に評価するということは当然可能なんですけども、今回、BSEの各国の評価であります。その国のGBRとか、あるいは現行のリスク管理措置の妥当性とか、そういった評価になってくると思いますので、その評価に使うデータというのは、評価対象国が納得したものでないといけない。

そういった意味で、OIEもEFSAも評価対象国にクエスチョネアーを出して、その国が責任を持って出していただいた資料に基づいて評価をしているということですので、一度違うもので評価して、それで不足分をもらうということではなくて、初めからまとめてデー

タを出してもらおうという手続になるうかと思えます。

梅田課長補佐 今、お配りした、先ほど門平委員が御発言の際に踏まえられたフローチャートですけれども、ここに書いてありますように、リスク管理の標準手順という中でのフローチャートでありまして、先ほど私の方から説明させていただいたときも、管理側がこういうことを整理した上で評価をするということで、管理側の取組みとして、農林水産省、それから厚生労働省、リスク管理側ですが、食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書ということで、これは先生方にもお送りしていますけれども、まさに手順の中で、1枚の手順を示したものでありまして、その中でプロファイルをつかって、そういう評価に当たって、何が問題なのか、どういう必要性があるのかということを経験的にまとめたものですから、決してそれだけの情報で評価するということでは決してないんですけれども、評価するに当たっての方向性を示していく、あるいは目的をはっきりさせるということで、こういった文章をつくるのが有効とされているということでございますので、今の発言の趣旨としては、そういうことを膨大な資料がある中で、そういうことをはっきり皆さんの共通認識として整理したらいかかということだというふうに受け止めれば、まさに論点メモにあるようなことを、プロファイルを意識しながら整理していったらどうかということと受け止めますが、よろしいでしょうか。

門平専門委員 ちょっと説明が十分ではなかったと思いますが、まさに梅田様がおっしゃったとおりです。

ちょっと誤解があったかもしれませんが、いわゆる1人ではなく集団で仕事をするとき、わかりやすく、みんなが同じ方向を向いて、同じ作業をしていきたいと思います。御紹介させていただきましたので、その中で扱うデータというのは、勿論ワーキンググループなり、リスク評価をされる方たちで決めていくということになると思います。どの辺を注意すればいいのかとか、そういう点もすべて関係者が認識してから取り組むということになるんだろうと思います。

ですから、特別新しいことを言っているわけではないんですけれども、まずはできることからやるための目的、まず項目の何をやるのか、どこまで何か月以内に到達するのかということを、この委員会で話し合うということが重要ではないかなということでお話をさせていただきました。

吉川座長 わかりました。議論していく間に忘れていくことも多いだろうし、横道にそれていくことも、今までの経験で多々あったと思いますけれども、特に今回は自ら評価という格好で、自分たち自身で取り組んでいく問題ですから、できれば最終結論に至る前に、それまでの審議を経て、専門調査会としてやるとすればどういうスタンスで、あるいはどういう共通認識で、どういう目的で、どういう手段を使って、どういう項目をどういうふうにしてやってというような大まかなスケルトンに関しては、それをリスクプロファイルというのであれば、今回そういうものをあらかじめ準備してスタートするというのも、過去の

反省に立って考えればいいかもしれませんが、いずれにせよ、それも含めて親委員会の方で最終決定になりますし、その前にリスコミがありますから、ある意味ではプリオン専門調査会内部での合意事項として、プロファイリングをしておくというのもいいかと思いません。

わかりました。方法論的にそういうものを準備するとして、もう一回資料 1 - 4 の論点メモに戻りたいんですけども、一応、今までの項目の中で、それぞれプリオン専門調査会として、審議を経てきて、参考委員、あるいは海外の招聘した人の意見等も踏まえた上で、先ほどのに戻りますけれども、親委員会から来たのは、米国、カナダ以外の肉製品等を輸出している国についてのリスク評価を行うかどうかという企画の提案に対して、専門家の立場で現状把握はどの程度か、あるいは進めるとすれば、どういう手段でどういうふうにやっていけると考えるか、そこの意見を求められているわけで、かみ砕いて、そこに論点メモと書いてあるんですけども、少し今までの議論、今回に限らず、前回までの審議を含めて整理していきたいと思えます。

「各国の BSE の現状は？」というのは、問われれば、ここに事務局が出してくれた資料があるけれども、実は、今、これを見ていて思ったんですけども、これは GBR の評価を基にした、GBR がステータス評価をするために、各国から得た情報で公開されたものを再整理したものですから、中国が抜けているわけですね。

だから、GBR 対象でなかったということはわかりますけれども、もし議論を進めていくんだとすると、ここにやはり中国というのが入ってね。

梅田課長補佐 中国は入れています。右から 4 つ目のカラムに入っています。当然ながら GBR に基づく評価は行われておりませんので、それ以外の情報に基づいて整理をしたということです。

ここにも書いてありますように、現状、今、手元にある範囲でということで、限定された情報の中で整理すれば、そういうことだということで、この表を見ていただければと思います。

吉川座長 それから、中国だけは GBR データではない、入手先は別途のところから来ているということですね。

梅田課長補佐 入手先につきましては、5 ページ以降に書いていますように、5 ページでは一覧表の中に GBR のデータに基づくものは GBR と書いてありまして、それ以外の情報については、数字で打ってありまして、その具体的な資料の名前については、それ以降のページで各国について紹介されていますので、そういう意味では、ほかの GBR を評価されている国であっても、食肉工程に関する情報なんかは、むしろ GBR 以外の情報に基づいて、書けるところは書いたということで整理しております。

吉川座長 今のを考慮すると、資料 1 - 2 にも中国は出てくるんですけどか。

梅田課長補佐 1 - 2 の方は、GBR の最終的な評価の総括表を色分けしたということですので、この中には中国はございません。

吉川座長 そうすると、単純に言えば、やるなら、ここが独自につくっていかざるを得ないということになるわけですね。

梅田課長補佐 そうです。

山本専門委員 今のに関連してなんですけれども、先ほど境課長がおっしゃっていたんですが、データを要求するということをおっしゃっていましたけれども、それはこちらから中国なら中国に対して、こういうデータを出していただきたいというようなことがアプローチできるんですか。

境情報・緊急時対応課長 EFSA の場合は、当然評価の希望国に対してはクエスチョネアーを出して、それに基づいて政府機関からデータを出してもらって、それに基づいて評価をしております。

当然、日本が行う場合も、当該政府機関に、いわゆる正式にクエスチョネアーを出して、それで回答をもらうということになります。

今回自ら評価ですから、食品安全委員会がそういった行為を行うということですし、例えばアメリカ、カナダの場合であれば、リスク管理機関がアメリカに、そういったデータを要求して、アメリカから出してもらったという対応を取ったわけでございます。アメリカのやり方を、リスク管理機関ではなくて食品安全委員会が自ら行うということになるわけです。

梅田課長補佐 当然ながら、そういうアンケート調査をした結果、EFSA の GBR の中でもそうですけれども、データの評価をしなければいけないわけですね。信頼性がどうかということで、先ほど質問がありましたが、輸入牛の頭数にしても、提出された資料に加えて、その資料の信頼性をほかの資料でもって突合して確かめるという作業もありますし、解釈がアンケートにより行われていますから、十分回答が来ない場合には、更に追加でやりとりしながら資料を固めていくということもございます。

それから、最終的に公表する前には、当然解釈として、おおよその評価の概要がまとまった段階で、その評価に至るそれぞれの解釈について誤りがないかということも輸出国側のデータの考え方に限るかもしれませんが、そういう確認を取る作業なんかが、かなり時間を要するものだと理解しております。

吉川座長 ほかにございますか。かなり議論もしてきたし、事務局としても公開されているものから、資料 1 - 1、1 - 2 に見られるように、集められるものについては、それなりに集まってきているというのが現状というのなら現状だと思います。

決して十分ではないというのは、だれしも思うところで、生体牛の方については、先ほどの話で言えば、中国を除けば EFSA の評価がありますから、それに独自の情報があれば付け加えるとしても、かなり部分がカバーできていますけれども、生体牛が加工されていく過程に関しては、1 の表で言えば、3 ページ以降になりますけれども、各国まだかなりのところが白で、食肉処理過程に関する情報はコンプライアンス、実行状況というものに関しては、最低アンケート調査なり何なりの格好で情報を入手しないと、総合的な

評価というのが難しいというのが、多分現状はどうだと言われるなら、そう答えざるを得ないのではないかと思うんです。

永田専門委員 今、総合的な評価という言われ方をしましたけれども、既にこの評価をするとしたら、目的はということになってしまうかもしれませんが、結局は GBR の評価より、もっとそれを妥当性まで含めて評価して、それより高いというか、細かい評価をここですということの方が目的なのか、それとも前回、米国と日本の BSE のリスクが同等かどうか、これは輸入等の問題を意識してと思いますが、日本とリスクが同等かどうかを目的にするのか、どのように考えたらいいのでしょうか。

吉川座長 GBR は何度も言うように、その国の BSE の有病率というか、BSE があるか、ないかというステータスを評価する評価方法であって、どの程度の汚染をその国に対して当てはめるかということであって、国内の見直しのときも、米国、カナダのときも、最終的に食品として牛肉あるいはその製品が来たときの危害がどうなのかというのは、我々が最終的に評価しなければならない部分で、今、言ったのは、前半の GBR の部分というのは、かなり情報もあるし、それ以上、情報が加えられるかどうかわからないですけども、中国みたいにないところは、しなければいけない。

それぞれ輸出している国で、ステータスと組み合わせて、後半の生体牛の検査から始まって、SRM の除去、あるいは米国、カナダの場合は、年齢制限という上乗せの問題もありましたけれども、どういう措置が取られて、どういう実効性を持って、肉として、あるいは牛肉製品として日本に来ているのかという後半部分は GBR にはデータとしてはほとんどないという状態です。

永田専門委員 その場合、総合的な評価ということで、GBR は、今の段階で最終的にカテゴリーの定性的な評価をしているんですね。

これに代わるような評価をここで出すのか、それとも目的を前回と一緒に日本と同等かどうか絞るのか。

吉川座長 GBR の再評価をするのではなくて、ある意味では GBR のされたステータスの国々から来る最終製品に対するリスク評価をしなければいけない。

永田専門委員 では、GBR のこれに代わるような大きなものをつくらうということではないと思っていいですね。

吉川座長 はい。そういう意味では、2段階の評価を要求されていて、GBR というのは、その国の汚染確率の評価であって、日本がこれまで米国、カナダを含めてやってきたのは、そうした国から来る製品に最終的に残るリスク評価をしなければいけない。GBR はあくまで国際的に、どのレベルの汚染かということのを要求されて答える分析方法をつくってきたんですけども、それから後の部分は、彼らの守備範囲ではないという考えで、それは自分でやってくださいという格好になっているものですから、我々としては、大変になるだろうけれども、やるとすれば、ステータス評価で止めるわけにはいなくて、ステータス評価の上で製品として来るものに付随するヒトへ危害評価というものをどう考えるかとい

うことをしなければならないというのが前半の答えだと思うんです。

それから、先ほどアウトプットについての議論がありましたけれども、1つは管理側とのをどうするか、今、もう一つ、米国、カナダ的にやるというなら、あのとき管理側が諮問してきた科学的同等性があるか否かというアウトプットができるかということですが、私の個人的意見としては、既にあのとき、あれだけのデータを、あれだけの期間をかけて分析して、前半は科学的同等性を言うことは不可能だという結論になって、その上で、あのときは貿易条件が付いていましたから、それが遵守されるならばという条件で見れば、その差は無視できるという結論になったと思うので、あれ以上のデータが得られる可能性が低い国々について、科学的同等性という格好でアウトプットするのは、非常に難しいだろうと思うんです。

この前の議論も、あのとき以上に定性的な評価になってしまうかもしれないということは、前回議論して、できる限り定量的なデータを収集するけれども、評価としては定性的な評価の組み合わせになるということは、プリオン専門調査会の考え方として、後で、もしリスクプロファイルをつくっていくとすれば、できるだけ定量的なデータを収集するけれども、基本的には、今回の場合は、多くのものは、ほとんど定性評価に基づいて総合評価をせざるを得ないということになるかと思うんですけれども、どうですか。

山本専門委員、何か意見はありますか。

山本専門委員 データがない場合の措置としては、しょうがない話になりますけれども、ただ、それしか集まらないときに、結論としてリスク評価は、これ以上できないということもあり得る話かどうか。方針としてこれだけのデータを集めれば、ここまで行けそうだとということでやったけれども、データが集まらない場合に、できないという結論があり得るかどうかということも考えていかなければいけない。

吉川座長 データを集めたとき、定量的にできれば、それに越したことはないけれども、かなり部分は定性的にやるとして、あるいは情報が集まらなかった場合に、先ほど牛のときにもありましたけれども、例えば米国のときにも一部使いましたけれども、ない項目については、ワーストシナリオをはめていく。そこではリスク提言は、その項目ではほとんどなかったと考えるという評価で、それでも最終的に評価不可能というケースが出るか、出ないかですけれども、なるべく出ないことを祈りますけれども、方法論としては、かつてもどうしてもその情報が手に入らなければ、そこは一応ワーストシナリオで置き換えて定性評価を進めていくという方法もあり得るかとは思っています。

今、現状の話をしながらか、リスク評価を行わせればどのような考えで行うかという辺りまで議論を進めてきてしまいましたけれども、この2つの項目に関しては、どうぞ。

堀内専門委員 やはりリスク評価と、次のアウトプットというのは考える上で切り離せないと思うんです。頭の中に常にあるのは、以前に行った米国、カナダと日本との比較。定性評価を行う云々といっても、結局は現状では、日本で産生された牛肉等との安全性を論ずることになるのではないかと思うんですけれども、そういう議論の進め方をするのか、

GBR で行っているような、国別の評価を独自に行うのかという方向性が、まだ見えてきていないのではないかと思います。あくまで、米国、カナダの場合は、細かい点までについて、データの信頼性まで含めて日本とどうかということ、暴露リスク、増幅リスク、更に食肉への混入というような立場からも考えたと思うんですけれども、今回、15か国を行う場合に、やはり日本との比較ということ前提に進めるのか、それとも、ある意味絶対的な評価という言い方も辺りですけれども、GBR のように、あるグレードを決めて、この国はAとかBとかCとか、それに日本も当てはめてみるという考え方をしていくのか、どちらが話が進みやすいのかというのは、私は判断できないんですけれども、どういう比較で議論を進めるかという考え方は、ある程度はっきりさせる必要があるのではないかと思います。

吉川座長 アウトプットとしては、日本とのダイレクトな比較ができれば、一番理想的ですけれども、既にアメリカ、カナダのときに、それ自身があれだけの情報の中でも破綻しているわけで、恐らくそういう格好での最終製品に対してのリスク評価は、私はかなり難しいだろうと思うんです。せいぜい、もしできるとすれば、アメリカ、カナダの製品とリスク評価する方が、それも結構難しいかもしれませんが、少なくとも条件の類似性からすれば、国内製品との比較よりは、アメリカ、カナダで議論してきたリスクと、その提言措置に対して、では新しくここに問題になってきた国々から来るものが、どの程度の安全性を確保されているのかという考え方の方が、多分モデルとしては考えやすい、項目の比較としても考えやすいのではないかなと思ってはいるんです。

少なくとも、私の頭の中では、アメリカ、カナダに、少なくともあのときの諮問を受けて、自分たちの議論の限りで、できる限りの科学的評価をしたと思っているので、今後、もしやるとすれば、その基準からずれない議論をしなければ、話は整合性を持ってない。なぜ、アメリカとカナダにそういう分析をしたのかということとのリスク評価としての整合性というのは、どこかでは求めざるを得ないというふうには思うんです。

山本専門委員 それに関して言えば、それが門平先生がおっしゃっていた、最初の目的とかスコープというところ、要するに何をどの程度、どの範囲でやるのかということを決めるという作業だと思えます。プロファイルは、その前にやっている話なので、リスクアセスメントとしてやるべきことは何かということを決めていかなければいけない。

既に、BSE のステータスは、GBR でかなり評価されてきていますけれども、そこから先の本当の製品とか、肉としての評価というのは、いまだ本当にどうやったらいいのかというのは、各国決まっていけないようにも思うんです。とりあえず、年齢、オーバー・サーティ・マンズであるとか、SRM を除去するとか、そういうことによって肉は安全だというような考え方を取る、これは一つの考え方ですね。そうではないと思っている国もあるかもしれない。

ですから、そのところで、我々は、そういう条件を付けた肉ということを考えていかなければいけないと思えます。

それから、ここからちょっと質問になるんですけども、もう既に説明されたかもしれませんが、GBR を見ていると、3 の国、つまり米国、カナダもそうなんですが、メキシコ、チリ、そういったところから入ってきているわけですね。そのときの輸入条件であるとか、考え方というのが、既に管理側から説明を受けているのでしょうか。

吉川座長 現状で EU はアメリカから牛肉を入れていましたか。

山本専門委員 そうではなくて、GBR 3 の国から日本が入れています。

吉川座長 だって、入っているから 15 国が挙がってきたわけでしょう。

山本専門委員 ですから、そのときの考え方として、どういう条件を付けたから入れているということなんですね。

吉川座長 それが、先ほど出てきた現行の家畜衛生条件なんではないですかね。

境情報・緊急時対応課長 9 月 19 日の第 38 回の資料の 2 - 3 という 1 枚紙があるんですけども、そこでは EU が 25 か国、それから輸入を希望した国 40 か国、合計 65 か国から輸入しております。

実際にアメリカは となっておりませんが、これはアメリカから 158 トン輸入しているということで、期間は多分 1 年かそこらだったと思いますが、実際に輸入をしております。

その条件としては、当然フィードバンはされているとか、と畜処理においては、ガス注入していないとか、ピッシングを行っていない、SRM を除いているといった条件が付いているということです。

梅田課長補佐 先生方にお配りした、これは以前の資料ですけども、24 番以降のところに、EU における輸入条件、EU が第三国から輸入するときの条件としてどういうものを求めているかということ。

あと、これからの国から日本が輸入するときの要件としてですけども、今の質問は、むしろ日本が輸入するときの要件ですね。

山本専門委員 はい。日本が肉として入れるときの要件です。

境情報・緊急時対応課長 2 - 6 というのがあるんですけどもね。

梅田課長補佐 24 番の後ろに、4 枚めくっていただくと、右肩に資料 2 - 6 と書いてあって、日本向け輸出牛肉等に係る輸入条件についてということで、補足資料と書いてあるところです。

中山評価調整官 背表紙がプリオンのリスク評価に係る補足資料というファイルの 24 番。

梅田課長補佐 24 番の 4 枚ぐらいいめくった後に、右肩に資料 2 - 6 というのがあって、先ほど少し口頭でも説明させてもらいましたけれども、家畜衛生条件並びに食品衛生上の要件として、相手方に自粛を求めている内容、そういったものがここに書いてございます。

紹介しますと、食品衛生上の指導といたしましては食品について、これらの国から輸入する際には SRM は輸入は自粛するよう指導しているということがございます。

それから、家畜衛生条件として、そこに書いてありますように、指定施設の条件である

とか、由来の牛については、当該国または第三清浄国において育成された牛由来であるというようなこと、そういったものが各国によって特に強く求めている部分なんかは、各国によって違いますけれども、そういうものが要件としてございます。

吉川座長 この対応を見てみると、かなりばらばらですね。家畜衛生条件という名前になっているけれども、オーストラリア、ニュージーランドに関してあまりないというのはわかる気がするんですけども、メキシコは3でSRMの除去を要求していますけれども、例えば3ページのハンガリーは同じようにGBR 3ですけれども、特にSRMの除去も何も求めていない。そう理解していいわけですか。

境情報・緊急時対応課長 例えばメキシコの場合、ここにSRMを含まないと書いてあるわけですし、これは食肉処理段階でSRMを除けという条件ではありません。輸入する牛肉にはSRM部分を含みませんということです。ですので、今の座長の御説明はちょっと違うということです。

吉川座長 もう一回言うと、何も書いていないということはハンガリーはSRMが入っていてもいいということなんですか。

境情報・緊急時対応課長 食肉を処理する段階では、SRMを除きなさいという条件ではなくて、メキシコから輸入される牛肉にはSRMは含んではなりませんという条件になっているということです。

吉川座長 もし、そういうふうに言うならば、3ページのハンガリーの3と書いてあるのはSRMの除去に対して空欄というのは、ハンガリーから来るものはSRMは含んでもいいという解釈になる。そういうことではないですか。

境情報・緊急時対応課長 違います。一番最初に梅田さんが説明しましたように、厚労省とか、農水省の指導で食肉についてSRMの輸入自粛を行っているということです。相手国との条件にSRMを輸入してはいけませんというふうになっているのではなくて、国内の輸入業者にSRMを輸入しないようにしてくださいという指導を行っているということです。実質的に入ってきていないということなんです。

國枝評価課長 この表のところの食品衛生の立場と、家畜衛生の2つの立場で書かれています。一番上に、ちょっと見にくいんですけども、食品衛生の立場ということでは、輸入自粛を行っているというのがあります。ですから、これはたしか最初のときの厚労省の担当の方からの説明だったと思いますけれども、基本的にBSEが発生していない国の場合に、もし仮に起きたときに、混乱を避けるという意味で、既に家畜衛生条件の有無とはかかわらずに、SRMについては除くようにという指導がされている。そういう前提とは別に家畜衛生の方では、それぞれ各国との協定の中になりますけれども、その中で必要なものについては、SRM除去というのも入っているものもあるという整理だと思います。

先ほどのハンガリーの件については、書いていなければ、家畜衛生条件のところにはありませんけれども、日本に入ってくる場合には、SRMは除くように業者に指導していくということで、それはきちんと確認をしているということになります。

吉川座長 だから、向こうでの加工過程にはこだわらないけれども、最終製品として来るものには、SRM が入らないように、日本の輸入業者に自粛を求めている、それでいいんですね。

境情報・緊急時対応課長 はい。

吉川座長 そういうことだそうです。

山本専門委員 ハンガリーから餌を輸入することはないかもしれないんですけど、それは SRM が入っていていいんですか。

境情報・緊急時対応課長 飼料についても、先ほどの 1 ページ目の上に書いてありまして、飼料・肥料についてもそういう輸入自粛を指導しているということです。

山本専門委員 はい。済みません。

吉川座長 そういう点では、単純に言えば、アメリカ、カナダとかなりレベルは違うんですね。

境情報・緊急時対応課長 アメリカ、カナダは発生国を前提としての輸入条件になっているということです。ほかの国は発生がないということになっておりますので、そういった条件には限定がされているということです。

吉川座長 返す言葉のようなんですけれども、GBR 3 というのは出てもおかしくない、彼らは最も科学的に信頼を持ったところを出てもおかしくないと言っているところではありますけれども、そういうことだそうです。

今、3 番目の OIE 基準との整合性をどう考えるか辺りに関連した議論にもなったかと思うんですけども、すると、家畜衛生条件ではなくて、今の議論からすれば、家畜衛生条件もあるけれども、食肉のさっきの話を説明は、厚労省のやっているのも家畜衛生条件に含まれるんですか。

梅田課長補佐 あれは、食品衛生上の措置として行政指導で強く指導しているということで、実際は入ってきていないということです。

吉川座長 評価を考えると、先ほど現行の家畜衛生条件等を前提とするか、否かという話の中では、それも食品の評価の前提とどうかということをお問われてはいるわけです。

梅田課長補佐 そうです。

吉川座長 確かに OIE の基準の場合は、無条件物品というところに入れる、入れないという議論があって、骨が付いていなければ、それに対して国際防疫上、四の五の言うなどというのは、ちょっと語弊があるかもしれないけれども、あまりクレームを付けるなど、ただ、実際に防疫に関しては、2 国間の SPS の協定があるから、科学的正当性を主張できれば、その限りではないという解釈にはなっていますけれども、だから、そういう意味では、確かに OIE が国際的に言っていることと、既にカナダ、アメリカとの取り決めのときには、整合性をどう考えるかという点では、二国間の方を優先するという考えで、行政も対応していたし、それに基づいて評価をしたという格好になるかと思えます。

あと、2つリスク評価を行うとすれば、調査項目、調査方法は、今までかなり議論してきたので、収集は難しいかもしれないけれども、行政側にある情報で提供できるものももらい、こちらからもアンケート調査を含めて独自に調査をするということで、なるべく項目を埋める。

評価の対象国と優先順位というのは、あまり今まで議論したことはなかったんですけども、ここの一覧表で見れば、15か国あるということですけども、これも結構難しいですね。情報のあるところから分析していく方が簡単ですけども、それでいいのかと、情報がないところをどんどん先送りにするのは、本当にいいのかという問題もある。本当にプロフィールというか、そういうのが要りますね。そうでないと、確かにやりながらだんだん混乱を起こしていく危険性があります。

ちょっと1時間と言ったんですけども、大分時間をとってしまったので、後の項目もありますから、今日、親委員会に結論を出すというのは難しいと考える。

少し論点メモにある項目について、基本的には、ほとんどのものについては議論を進めてきたと思いますけれども、今の質疑応答を見てもわかるとおり、かなり整理をしないと、各委員、いろいろな時点で、かなりハーモナイズできていないという感じがしますので、できれば、言い出しっぺの山本専門委員と門平専門委員、いつも座長命令をしてしまって、責任を転嫁してしまうようで悪いんですけども、今日も含めて、少しプロフィールとスコープ、親委員会に返す前に、今までの議論と論点メモを含めて、昨日が次のたたき台のためのあれをつくっていただいて、次回、それを基に整理をしながら議論を進めて、結論というか、やってみないとわからないですけども、ある程度ハーモナイズできて、これで行こうということになれば、親委員会の方に諮問された内容についての答えを返そうかと思えますけれども、それでいいですか、何か責任を転嫁してしまったみたいな気がするけれども、1回確かにそれで議論して確認をした方が、私もいいとは思いますが。

毛利専門委員、何か意見はございますか。

毛利専門委員 前のカナダ、アメリカの流れがよくわかっていないので、やはりその辺のところ、かなりきつところがあるんですけども、それを理解するための1つとしても、資料1に日本のプロフィールも付けていただけないでしょうか。これはお願いします。

吉川座長 わかりました。それはできますね。

梅田課長補佐 できますけれども、資料の中に加えた方がよろしいですか。別途にしますか。

吉川座長 別途でもね。

梅田課長補佐 こういう形式で整理をさせていただくことにしたいと思います。

吉川座長 わかりました。

毛利専門委員 やり方としては、せっかく前の委員会で、カナダ、アメリカの評価をやっているわけですから、その流れを一度、よかった、悪かったは別として踏襲して進めていくというのも一つの手かなと思います。

吉川座長 水澤専門委員、御意見はございますか。

水澤専門委員 特にありませんけれども、次回ぐらいには結論が出るようにしたらいいと思います。

吉川座長 最終結論は親委員会でやるので、このプリオン調査会としてのコンセンサスをまとめていきたいと思います。

では、門平専門委員と山本専門委員は御苦労ですけれども、冬休みの間に少しつくって、スケルトンをお願いします。

では、次の議題に入りたいと思います。

梅田課長補佐 その前に、よろしいですか。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 先ほど御紹介させていただいた資料 1 - 3 ですけれども、GBR の新たな提案ですけれども、これについては、先ほども御説明させていただきましたが、今、意見を募集中でございますので、中身を確認していただいて、もしこれまでやっている評価として参考にしていますけれども、その考え方が変わったということもあって、更に確認をしなければいけないということが、もしおありであれば、事務局までいただければと思っております。

恐縮ですが、募集の締め切りのことも考慮すれば、来週で恐縮ですけれども、今月の 19 日までにコメントをいただきますようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

吉川座長 それでは、次の審議に入りたいと思います。133 以上、3 気圧以上及び 20 分以上の条件で処理した蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかす、これを肥料として利用することについて、資料の最初の説明でありましたように、平成 16 年 7 月です。もう 2 年近く経ったんですけれども、農林水産大臣から食品安全委員長あて、食品健康影響評価について諮問されました。

既に何回か前プリオン専門調査会で審議をして、細かい条件とか、どういう製造過程で、何ができて、今回使おうとしているにかわかすというのは一体どういうものだと、必ずしも我々はそんなに現場に詳しいわけではないので、その辺の説明から始まって、OIE の推奨している条件以上の工程を経てきているということで、また、使われる肥料の形態についても、飼料に混ざらないような処置を取るという説明だったんですけれども、一転、議論に残ったのは、国産品以外の原料を使うのか、使わないかという部分で、実情が把握できないという部分もありまして、もう一回農水省の方で現状把握を含めて整理をして、説明してくれるという格好で述べてきていたんですけれども、今回、農林水産省の方から輸入実態及び骨付き牛肉がにかわかす原料として使用される可能性等々について、実態調査を含めた上で整理していただきました。

そういうリスク管理の考え方を整理した上で、審議を再開してくれということでしたので、最初に農林水産省の方から、今までの経緯と問題になった点、それに対する回答を含めて説明をお願いします。

坂本農産安全管理課長補佐 農林水産省農産安全管理課の坂本と申します。よろしくお願いたします。

にかわかず、継続審議になっている案件で、追加資料 2 ということで出させていただきます。

肉骨粉等の肥料利用につきましては、飼料との交差汚染や、例えば放牧地に散布された場合には、牛が摂食する可能性がある。そういったことから、国内での BSE 発生以降、肥料利用の一時停止という措置を取っております。その後、食品安全委員会等でリスク評価をいただいて、安全性が確認されたようなものにつきましては、肥料利用の停止を解除してきているところでございます。

資料 2 の方にございますように、2 ページでございますけれども、にかわかすの肥料利用につきましては、平成 16 年に諮問させていただいております。諮問の内容については、先ほど座長の方がおっしゃられたとおりでございます。

2 番のところで、第 23 回のプリオン専門調査会では、当方の方から一定の説明をさせていただいた後、にかわかすの製造に当たって、具体的な管理方法なり、処理の条件を中心にして御議論をいただいております。

その際に、輸入原料の混入の可能性の有無等についても、一定の御意見をいただいております。

それから、3 のところで第 24 回の専門調査会におきましては、こちら当方の方から一定の説明をした後に、リスク管理措置において、輸入骨付き牛肉に由来する骨、これが輸入枝肉等が完全に排除できないことなどについて御議論をいただいております。

4 のところで、第 25 回では、輸入骨付き牛肉に由来する骨が肥料原料として混入する可能性について整理するという話で継続審議となっております。

3 ページでございますけれども、これまでの審議における主な指摘事項ということで整理しておりますけれども、1 番のところで輸入骨付き牛肉に由来する骨が肥料原料として混入する可能性があるのか。

それから、食肉処理場から化製場への搬入、化製場での処理過程における肥料原料の管理方法。

それから、化製場における処理工程の実態。これらにつきまして、資料で整理してまいりましたので、説明させていただきます。

4 ページを御覧いただきたいと思います。「にかわかすの原料となる骨の流れ」ということで、上の段、左の方が国産牛の流れでございます。オレンジ色の矢印というのが、骨を含む肉の流れ、白の矢印が骨の流れということで整理しておりますけれども、左上の方でと畜段階、こちらで BSE 検査により患畜なり疑似患畜を排除したもの。それから、SRM がこの時点で除去される。

そういったところで処理された枝肉が、今度は食肉処理の過程の方に入ってまいりまして、ここで脊柱が除去される。脱骨処理されたものにつきまして、右の方で副産物の処理

化製場の方にいてまいります。

それで、左上の方に骨の量を書いておりますけれども、平成 17 年の枝肉生産量が約 50 万トン弱ぐらいありまして、これを肉牛 11%、乳牛 16% で換算しますと、約 7 万トンぐらいの骨の量で、実際は脊柱分が除かれますので、もう少し少ない数字かとは思いますが、イメージとしては、これぐらいで試算しております。

それで、右の方に行きまして、脱骨処理から原料となる骨につきましては、供給元が作成する原料供給管理票、こういったものをつくりまして輸送されて、収集先の右の方にある化製場の方に行きます。この化製場の方に入るときに、BSE 由来でなく、牛の特定危険部位が混入していないことについて、大臣確認された業者に限るということで、管理票がない原料は、ここでは受け入れられないというような仕組みになっております。

そして、蒸製処理の条件につきましては、OIE の基準ということで、133 、3 気圧、20 分以上ということでございますけれども、実際の処理はどのぐらいなされているのかなというのを調べてまいりまして、下の方の囲みに書いておりますけれども、145 から 165 、5 ~ 7 気圧、60 ~ 120 分以上ということで、OIE 基準より、かなり高い数字で、今、確認事業場となっています。蒸製骨粉等の製造事業場につきましては、こういう処理がなされております。

製造工程につきましては、例えば同一事業場内で、肉骨粉等の処理をしているケース中にはあるわけでございますけれども、そういったところにつきましても、製造工程は完全にラインとして分離しているという状況でございます。そうやって処理されたものにつきまして、下の方の矢印の方に行きますけれども、にかわかず、それから骨油と蒸製骨粉、こういったものになりまして、今回議論いただいているにかわかずということになって製品として出てくるわけでございます。

それから、上の方のところ、オレンジ色の点線で囲んだ部分でございますけれども、ここが農林水産大臣が確認しているところでございます。原料、製造工程、製造条件が基準に適合しているかどうか、大臣確認がなされております。

あと、真ん中の方で、食肉処理のところ、脱骨処理というところの下にある矢印でございますけれども、脊柱につきましては、脱骨処理の際に区分して除去されたものについては焼却廃棄されますし、スライス・カット処理の方にもオレンジの矢印が行っておりますけれども、これは骨が付いたような肉でございます。いわゆる骨付きカルビとか、そういったものでございますけれども、そういったものは骨付きのまま、卸売、外食・小売まで行きまして、最終的に食べられた後の残渣といいますか、骨につきましては、破棄されるというふうな実態にあります。

それから、左の下に黄色の枠がありますけれども、輸入の骨付き肉の流れを書いております。輸入牛肉につきましては、これも主に骨付きカルビ用、骨付きステーキ用という状況でございますけれども、家畜衛生条件を取り決めた国からの輸入、そして家畜の伝染病を広げる恐れがない旨の相手国の政府の機関の証明書を添付されたものに限られてまい

ります。

輸入骨付き肉の骨の量にもよりますけれども、こちらは左下の方に数字がございますけれども、大体平成 17 年 1,427 トンぐらいの輸入骨付き肉が入っておりまして、骨換算率は国産と肉乳牛の分かれができないので、国産と同じ換算率で 14.1% で試算しましたところ、大体 200 トンぐらい、国産の 7 万トンに比べますと、0.3 % 弱で非常に少ない数字でございますけれども、この輸入骨付き肉、先ほど申し上げましたように、骨付きカルビ用ということで、あばら骨ですから、非常に薄い骨ですので、この数字よりもはるかに少ない量かなと考えております。

あと、輸入骨付き肉は、かつては枝肉の状態の一部入ったものもございましたけれども、先ほどのお話にもありましたように、輸入業者に対する脊柱なり SRM の混入といいますか、輸入の自粛指導がなされているということでありまして、枝の状態では、最近は入っておりません。

特に、輸送賃の節減とか、加工手間賃の節減とか、そういったこともございまして、骨付き肉というのは、商品として最終的に飾りとして付く骨以外の部分については、既に脱骨されたような状態で、部分肉で入ってくるというようなケースが商品化されたような形で入ってくるようなものが多くなっておりまして、輸入牛肉のところから矢印が 3 つほど右に出ておりますけれども、多くが卸売を経由して、外食・小売の方に流れていきますし、一部スライス・カット処理するものもありますけれども、ここではカット切るだけで骨が出てくるということではございませんし、仮にあったとしてもち、カットスライスのときのかけらみたいなものですから、こういったものが肥料・原料として入ってくる、化製場の方に流れていくことは考えられていません。

残渣につきましては、廃棄処分されるということで、この部分、次の 5 ページにアンケート調査の結果を入れております。

関係業界の御協力を得まして、比較的規模が大きいと思われる焼肉店 72 社にアンケート調査を実施しておりまして、有効回答 35 社からいただいておりますけれども、調査結果は下の方に書いております。回答のあった業者のうち、骨付き牛肉を使用している業者さんは 9 社ございました。この 9 社で、すべてが他の食品残渣と一緒に廃棄物として処分しておりますということで回答されており、にかわかすの原料として回ってくることはないという結果になっております。

資料の 6 ページを御覧いただきたいと思います。食肉処理工場及び化製場における処理工程と国のリスク管理についてフロー図をつくっております。

左側の図ですけれども、食肉処理工場における解体・脱骨ということで、処理場に入ってきました枝肉につきましては、脱骨処理をなされて、それが肉と脊柱と原料骨に分けられます。

先ほどの骨付き肉なんかは食肉の方に回っていきますので、そのまま販売店の方に行きますけれども、脊柱につきましては、専用容器に入れて、産業廃棄物として焼却処分され

ます。

骨につきましては、これがにかわかすの原料として、右の方の化製場の方に流れていくわけでございますけれども、輸送が確実に行われるように、原料供給管理票を発行して区分して輸送されて、原料供給管理票については、運送業者が持った形で化製場の方に行きまして、右側の方の図の上のところに来まして、原料供給管理票を携行しない場合には受け入れないということで、流れてきた骨を粉碎しまして、OIE 基準以上の高圧で蒸製処理をする。

それで、出てきたものにつきましては、固形物と液状物がありますが、固形物につきましては、粉碎、乾燥しまして、蒸製骨粉ということで、現在、肥料として利用している部分でございます。

それから、液状物につきましては、上層には比重の軽い骨油が来まして、下層につきましては、濃縮・乾燥させたものが、かつては肥料利用していたんですけれども、今はまだストップしている部分でございます。これについて、今回、一定の条件の下で肥料利用をしてはどうかという諮問をさせていただいております。

あと、印の付いている部分が幾つかございますけれども、これがリスク管理をしている部分でございます。原料の運搬から製造、そして出荷工程、他のものと分離して管理されているかどうか、また、蒸製処理条件が満たされているかどうか、そういったことについて確認をしておりますし、また、右下の方に、誤用防止措置として、化学肥料等と混合して販売すること。また、放牧地等への施用禁止の指導をすること等により、安全性を確保していきたいというふうに考えております。

資料の説明は以上で終わりたいと思いますけれども、にかわかすの原料として、いろいろな業界等に聞き取りをさせていただいたり、アンケート調査等もやっておりますけれども、輸入骨付き肉由来の骨が混入する可能性は、実態上、まず考えられないかなというふうに考えております。

以上です。

吉川座長 ありがとうございます。平成 16 年 7 月に、これを見ると、1,000 で焼いた炭化物の肥料と、それからにかわかすの肥料への利用という 2 つの規定、項目 1 の方は比較的、そこにもしあったとしても感染性は残ることはないだろうということで、OK が出たんですけれども、にかわかすの場合には、今言った輸入実態と、それへの管理措置というのが明確になっていないということで、継続審議になったんですけれども、現在、示されたデータでは、輸入原料がにかわかすに来る骨原料に直接入ることはないから、リスク管理措置としては、国産のものについては、認定した食肉処理場と化製場で処理をさせる。その条件は OIE の基準を越すものとしてつくられている 15 施設である。

できた製品については、飼料への流用ができないように、化学肥料と混合する、あるいは放牧場への施用をやめるという条件を付けて、管理措置を取るということで説明をされたんですけれども、どなたか御意見はございますか。

前の委員は覚えているかもしれませんが。初めは戸惑うかと思うんですけども、このようにいろいろな部分を、結構人間というのは、いろいろな形で利用しているので、肉に付いた小骨みたいなのは、今、言ったようにマーケットとか食卓に出て廃棄されてしまうんですけども、頭蓋部と脊柱と大きな部分は SRM で外しますけれども、それ以外に残る大きな体の骨、大腿骨とか寛骨とか、それから、今、言ったような高圧の蒸気をかけて、骨部分と、そこから出てくる油とにかかわすと3種類を回収してそれぞれ使うということが、産業上成り立っていて、今回出てきたのは、にかかわすを肥料として使いたい。それについては、今、説明のあったようなりスク管理措置を徹底するということですが、特に意見はありませんか。

毛利専門委員、どうぞ。

毛利専門委員 これに関する科学的な根拠は、多分前のときに議論されたんだろうと思うんですけども、今の座長の説明では1,000 で云々というのは、無条件でOKだったということ。

ところが、OIE の基準である 133 では、BSE の材料というのは、条件が悪ければ、感染性が残ってしまう、それはデビット・テラーなんかの報告でなされていて、今、不思議に思ったのは、OIE の基準が 133 である。しかし、実際にやっているのは 145 からもう少し高い温度でやられている。にもかかわらず、基準を 133 に設定されるというところが、ちょっとわかりにくいんです。

坂本農産安全管理課長補佐 これは、過去のときにも御議論をいただいたんですけども、OIE の基準というのは、WTO なり SPO 協定におきまして、動物の健康なり、人畜共通感染症に関する国際基準として位置づけられておりますので、これにつきましては、基本的にそれぞれ WTO に加盟している国等が、そういった基準を守っていくわけですが、けれども、より高い水準で、そういった基準を設定する場合には、水準による規制というのが、ヒトなり家畜の安全性を確保するために必要であるということを、科学的にそういった根拠を持って説明する必要があるかと思いますが、なかなかこちらの方もそういったデータを持っておりませんので、基本的には、OIE の基準として国際的になされている基準をもって諮問をさせていただいている次第でございます。

吉川座長 今の説明にあったように、133 と 140 とどのくらい違うかという問題ではなくて、国際的に認められた処理基準をそのまま引用したということ。

この前の議論の中では、国産の原骨であれば、少なくとも陽性牛は全部排除されて、もし検出限界以下だったとしても、そういうふうにするなら、フルタームのものの1,000分の1ぐらい、10のマイナス3乗ぐらいは低減されるだろうと、その上でSRMを全部取ってくるわけですから、実際に問題があったとしても、100分の1ぐらいには下がるだろう。

その上で、OIE 基準で10のマイナス3乗を下げるということを考えれば、10のマイナス8乗とか、そういうオーダーの製造工程を取ってくるというふうを考えて、ただ、そのとき問題になったのは、輸入のものについてはこのルールには乗らない。だから、もし、

輸入からかわかすをつくるのかという議論が出て、それについて農水省が全部把握できていないというところで議論が止まってしまった。基本的な考えとして、国産で検査を経て、SRM を除去して、脊柱まで外した上での骨からスタートした OIE 基準のものについては、それを最終的に飼料に使わない格好で、肥料として使うのであれば、ヒトに還元してくるリスクというのは、ほとんど無視できるだろうという前提があって議論を進めてきた。

毛利専門委員 輸入のものに適用しないということであれば、必ずしも OIE 基準というのをそれほど尊重しなくても、安全性がより確保されるうえに、たとえ万一 SRM だとか感染性のある BSE の材料が入っても除去できる、現実適用されている温度設定にしても、何ら支障が起こらないのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 座長の方から、若干御説明いただきましたけれども、過去の経緯として、先ほど先生が言われたような、科学的なデータということでは、テラーの論文を基に、たしか山内先生だったと思いますけれども、OIE の基準というのは、科学的には 10 の 3 乗くらいの効果だろうと。

では、それを踏まえて、どういうふうに評価するかといったときに、原料管理と化製場での処理工程、条件、それによる低減効果。

加えて、先ほどの説明にもありましたように、使うときに誤用防止をするというトータルで見る。というのも、前の諮問案件でアルカリを処理をしたものなんかがありましたけれども、まさにトータルで評価をしたということもありまして、今回についてもトータルとしての評価をしましょうという中で、10 の 3 乗というのは、少なくとも 133 、3 気圧、20 分であれば期待できるということを前提にしたわけで、先ほど座長がおっしゃった中で、では原料管理はどうかということで、話がここに残ったわけです。

その議論の中で、実際の処理条件はということで説明があったときには、これよりも厳しい条件でやっていますという御説明があったんですけれども、確認した中で、では我々プリ調での評価の対象はどの条件でやるのかという議論があったときに、実態として、すべての工場がこういう形でやられているかどうかということがありませんでしたし、議論としては、少なくとも 133 、OIE の基準で評価しても、そういう効果を基に評価すれば、後は原料管理のところでもいいんじゃないかという議論だったかと思しますので、むしろ今回農林水産省の方から御説明いただいた内容で、我々の条件としては、133 の OIE の基準を基に評価をしてクリアされるものでありますけれども、実際は、それよりも更にきつい条件でやられているということですので、もし、そういう条件で不十分であるというのであれば、実際に行われている条件を評価の対象とするかどうかですけれども、今までの議論からすれば、133 の OIE の基準でも効果としてはあるという前提で、そこはクリアされているという理解だったかと思えます。

ちょっと私どもの理解に間違いがあれば、御説明していただければと思います。

坂本農産安全管理課長補佐 今、事務局の方で説明していただいたとおりの流れで、こ

ちらの方もそういった議論が出ましたので、それぞれに確認して、実態としてこうだということは今回説明させていただいた次第でございます。

毛利専門委員 流れは、大変よくわかったんですが、科学的な根拠ということを重要視するのであれば、全業者が 145 ~ 166 の処理をやっていると書いてあるわけです。それだと、実験的には BSE 材料が完全に不活化される。

ところが、133 だと、まだ残るというデータがあるわけです。そうすると、それ以外のいろんな管理が必要になってくるというのを、そこに根拠があるんだろうと思うんです。

たとえ SRM も含めた BSE が入ってきて、高い基準の条件にしておけば、それは完全に不活化されるということで、より合理的ではないかなと思ったもので、ちょっとお尋ねした次第です。

坂本農産安全管理課長補佐 現状、蒸製骨粉を扱っている業者さんでございますので、これはコンクリートになったものではございません。ですから、133 というのは OIE 基準以上という蒸製骨粉のリスク管理のための条件を決めておりますけれども、これから出てくるところということの可能性としてはあります。

また、対外的に見て、OIE 基準以外のものを使うときに、どうかという説明は、やはりこういう場合というのは、国内通知であろうとも、一定のデータ処理といいますが、そういった条件による科学的な検証というのが、当方持ち得ていませんので、なかなかそこは高い基準でというのは難しいと思っております。

毛利専門委員 まだ最終的に出ていませんけれども、農林水産省がやっている B S E プロジェクトの研究で、136 でも不活化されない、条件によってはですよ、全部という意味ではないんですけれども、そういうデータも出ていますし、それがバイオアッセイでどの程度下がるんだというのも、これから出るだろうと思っておりますので、やはりそういうのを活用された方がいいんじゃないかと思うんです。

もう一つ、そういうことで、これは私だけが気にしているだけなのかもしれませんが、例えば、イギリスでかなり飼料規制して、後追いの飼料規制強化を 1996 年でしてありますけれども、それ以降に生まれた牛からも、B S E が発生しています。エビデンスとしては、例えば今年 83 頭、イギリスで 10 月ぐらいまで出ていますけれども、その中で 2 頭か 3 頭だったと思いますけれども、厳しい規制をしても、2001 年とか 2002 年に生まれた牛が BSE になっているわけです。

ですから、ヒトへの危険性以上に、牛から牛への危険性ということを、少し厳しく見た方がいいんじゃないかというのが、私の考え方です。

吉川座長 どうぞ。

本間委員 私は、今の専門委員の御発言に同感の部分がございます。やはり、不活化の条件というのは、共存している、例えば食品成分によって、随分条件が影響を受ける。例えば通常の滅菌なんかでもよく出てくる例だと聞いております。対象物が一応こういうものだと規定されていても、こういうところで処理される状況は、かなり複雑な条件下にあ

と思いますし、やはり条件を少し厳しく取ることを考え直してもいいものではないかというふうに思っております。

吉川座長 前回の1,000の議論のときに、では一体何までかけたら本当不活化できるのかという議論があって、1,000はいい、800はだめという議論も一方ではあって、それは材料のプロセスの仕方その他を含めて、それであるときは1,000という条件になったんですけれども、単純にどれかのワンステップだけですべてを不活化するという点で考えるならば、多分、今でも一番安全なのは1,000という格好になりますけれども、実際に検査をして、陽性牛を、あるいはコホートを排除して、その上でSRMを除去して、その上で特定の骨を材料にして、OIEの基準の不活化措置を取って、その上でできたものを飼料に使わないで、かつ放牧地を外して肥料として使ったときに、最終的にそれが牛あるいは牛を介してヒトに来るリスクとして、本当に考えなければならない危害として残るかどうかという議論は、もう片方で必要だと思うんです。

したがって、ある意味では、全部の工程を含めたリスク回避措置がどのぐらいの有効性を持っていて、それをどの程度の管理措置として保証できて、最終的にヒトへの危害としてどのぐらいのものをもたらずだろうかという評価がなされているんだろうと思うんです。

前に、私の記憶でも、ここで一番最初の議論があったときに、陽性牛を含むかもしれない飼料というか材料から発してきたアルカリ処理の飼料を認めるか、認めないかという議論があって、そのときは、今と違って検査を経ていない材料についてどうするかという議論、横山委員がああとき同意見で、アルカリ処理でのリスク低減がどこまでいくかという実験データを付けて、ああときは、最初の処理は、やはりこれと同じですから、10のマイナス3乗、アルカリ処理での低減が10のマイナス5乗か6乗だったと思っています。

それで、今と同じ条件で、液体肥料にしてしまって、飼料に回さないということで、最終的にヒトへの危害は非常に小さいと考えるという格好で、評価を返した経緯はあります。

どこかのステップで完全不活化というステップがあれば、確かにそれはベストだとは思いますが、現実の問題として、恐らく今後もそういう管理措置を含めたリスク回避の総和としてどうかという諮問は来るだろうと思うんです。

ですから、そのときにどういう対応を取るかということは、考えておかなければいけないとは思っています。

毛利専門委員 それは、おっしゃるとおりで、すべて完璧、リスクがゼロという状況ではなかなか難しいと思うし、それから、その状況の中でいかにヒトへの感染ということを防ぐかというのを、できるだけ科学的なデータを持って評価するというのが、多分この使命だと思います。

その中で、私が今申し上げたのは、実験的にほぼゼロリスクにできる条件と、133というOIEの基準と両方あって、実際には、これから入ってこられる業者が云々という話がありましたけれども、そうではなくて、全業者145から155の条件でやっているんだということで、そうすると、あえてOIEの条件の133、まだ感染性が残る温度にするの

ではなくて、145 に実際にされているのでしたら、そのようにしたらどうかというのが、私の意見です。

それから、アルカリ処理の件もそうなんですけれども、バイオアッセイでもって、どのくらい下がるんだという科学的なデータ、量的な根拠がありますね。そういうレベルが、今、現実には研究が進んできて、可能になっているわけですから、そういうことは勿論採用していかなければならない。

それから、アルカリ処理でもう一つ言いますと、あのデータは材料がスクレイピーです。スクレイピーの材料と BSE の材料では、熱耐性が全然違うんです。レンダリング処理のときに残ったといわれていたことが、本当かどうか知りませんが、BSE はかなり熱耐性が強いんです。

ですから、スクレイピーのデータでやったものを、そのまま BSE に当てはめていいかどうかということも一つ科学的な評価が必要になってくるだろうというふうに考えています。

吉川座長 今、毛利専門委員の言っていることの1つは、でも例えばこの新しい条件を 145 、5 気圧、60 分というラインを取ったときに、これで完全に不活化されるかどうかはわからない。

毛利専門委員 実験的には不活化される。

吉川座長 そういうデータはあるんですか。

毛利専門委員 彼らのデータでもそうになっています。

吉川座長 そうだとすると、今後、処理条件としては 1,000 ではなくて、温度が下がってくるかもしれないんですけれども、実際処理条件の 145 、5 気圧、60 分で不活化できるなら、そういうデータがあるなら、それを取っておいた方が賢明かと思います。

毛利専門委員 BSE ではなくて、ハムスターのプリオンで、スクレイピーで言えば、もうパブリッシュされていますけれども、PMCA というすさまじい感度のいい方法でチェックした場合に、バイオアッセイではなくてね、スクレイピーでは 145 か 150 だったと思いますが、そのくらいかけると PMCA という方法は無限大に増殖できるような方法ですけれども、その方法でも検出できなくなるというデータが村山らが出しておりまして、それは EBRC のごく最近のに載っていますけれどもね。

吉川座長 確かに新しい増幅法は感度はいいことはわかります。

坂本農産安全管理課長補佐 諮問としては、一応 133 ということで諮問させていただいておりますので、また新たな諮問を国際的に、今おっしゃったものが認められるような OIE 基準ではなくて、また別の基準を使うことについて、SPS 、WTO の協定に耐え得る科学的な根拠があるということであれば、また検討させていただきたいと思います。

吉川座長 どうぞ。

梅田課長補佐 誤解して受け止められると困るんですけれども、評価する側として諮問条件が、OIE の基準、133 の基準で来たということで議論しているわけなんですけれども、

その中で、これまでの議論からすると、その条件でプラス原料管理の方で、組み合わせで最終的ににわかすの肥料として使うことによる、言ってみれば、それがヒトに来るリスクを評価するということだと思いますけれども、そういう中での条件が、こういう形で与えられた中で議論してきた。

一方、毛利先生が言われたように、現状こういう形でやられているのであれば、それが不活化にかなり、完全不活化というデータがあるというのであれば、むしろこっちを使うべきだということですが、現状やられているから、その条件に合わせるべきという議論を評価機関としてしていくのか、むしろ、それは管理の問題として、例えば座長が言われたように、我々の聞いている条件では、例えばアローアンスがほとんどないとか、組み合わせによっても、かなりリスク低減効果が全体と評価しても、まだ不十分だということであれば、やはりどこかでの条件の強化をしなければいけないということになるんでしょうけれども、その辺の経緯と、条件を変えて評価するにしても、どういう理由で条件を変える必要があるのかということは、座長が言われたように示していかないといけないような気がします。

吉川座長 そういう意味では、確かに少し議論を整理しなければいけない。こういうことができるということと、今、毛利専門委員みたいに、こういうことができるのなら、そのステップだけでは、本当に不活化できるのなら、それはまた話は違うので、例えばもし私が諮問する方であれば、とりあえず現行の OIE の基準を満たした格好で、最終的に残るリスクが無視できるかどうかを評価してくれという評価を済ました後で、もし本当に 145、5 気圧、60 分で完全に不活化できるのならば、輸入骨も含めて、この製法でつくったものについて、再度リスク評価をしてくれという諮問は来得るかもしれない。多分そういうことになるだろうと思います。

今、答えを返すとすれば、この諮問条件で評価したときに、科学的に、前回の評価では、そういう総合評価でリスクとしては問題ないのではないかと。ただ、原料の管理に関してルール違反というか、その可能性はあるのか、ないのかというところが継続審議になった理由だったんです。ですから、整理して答えを返さないといけないと思います。

どうぞ。

梅田課長補佐 いずれにしましても、今回、前回宿題になっていた部分について農水側から説明を受けたということで、評価書はいずれにせよ、そういった議論も含めて整理をしなければいけませんので、それは次回までに整理をして、たたき台をつくって、それで御確認いただくということになるかと思いますが、いかがでございましょうか。

毛利専門委員 ですから、これまでここで十分それが科学的にいろんな附带条件を付ければ、安全だという議論がされておられるわけですから、それについては、私、だめだというつもりは全くありません。そうではなくて、2年ぐらい経った間に研究は進歩して、本来だったらバイオアッセイでないとできないようなところも、新しい手法でもって感染性のチェックができるようになっていくし、それから BSE のための新しいネズミもできて、

それについてもバイオアッセイができるようになってきているので、そちらの方も今後検討の中に入れたらどうかというふうにとっていただければと思います。

吉川座長 わかりました。堀内委員も意見がありますか。

堀内専門委員 科学的には毛利先生のおっしゃるとおりだと思っただけですけども、ただ一方でこれまでの議論というのは、ずっと説明があるように、2段階、3段階での総合的なリスク低減ということで、ちょっと玉虫色的になってしまうかもしれませんが、この2年間の間に、そういう科学的知見が蓄積しつつあるという事実を提示しながら、ただ、2段階法、3段階法で現状ではリスクは無視できるというような形の考え方もできるのではないかと思うんです。

もう一つ言わせていただければ、厳密に145 で不活化できるかというのも、実験室レベルの小さなモデル実験と、自治体の大きなプラントでの実験になると、また、どこまで厳密に再現できるかという問題もBSE、今日、毛利先生がおっしゃったように、ずっとイギリスでなくなる、どこかにまだわかっていない部分があるんじゃないかということを見ると、2段階、3段階での防止策を設けるといっても、1つの考え方ではないかと思えます。

毛利専門委員 そういう考え方もあると思います。

吉川座長 ほかの委員、御意見はございますか。いいですか。

そうすると、一応、諮問を受けた内容に関しては、座長としては、一応、皆さんの意見をまとめると、今の新しく提示された管理措置と、輸入原料に対する対応を込めれば、諮問された133 という部分が入りますけれども、それで危害としては無視できるという答えでいいですかね。

もし、附帯で付けるとすれば、毛利専門委員が言ったように、サイエンスの進歩で、不活化条件についても、また新しい知見が得られているから、そういう知見も含めて管理措置を検討されたいかがですかというお話になる。そこまで言う必要はないですか、諮問に対して、特にそういう管理措置との組み合わせであれば、ヒトへの最終的な危害としては使用管理まで含めて無視できるという答えだけを返すか。返し方の問題です。

でも、やはりサイエンスは日進月歩ですから、ひょっとしたら管理側にとってはいいニュースなのかもしれない。2年前のときは、とにかく800 でもだめという議論をしたことを記憶しているので、もし、そういうサイエンスのエビデンスが、先ほど堀内専門委員が言ったことも大事で、確かに本当にプラントでやられるときとラボでやられるときという問題も考えていかなければならないけれども、国際的なデータがそういう格好で日々増えていっているということを考慮すれば、またそういうことも考慮して諮問が来るということも、こちらとしては考えておきたいと思えます。

一応、報告書を出さなければいけないので、その前に、一応、座長の方で、今日の議論を含めて、これに対する回答案をつくって、委員の先生に1回見てもらって、その上で問題がなければ、親委員会の方に答えを返したいと思えますけれども、基本姿勢としては、

今の諮問に対する回答は最初の問題ないという結論としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

山本専門委員 諮問に対する答えの在り方はそれでいいのかもしれないですが、やはり附帯条件というものは付けるべきだと思います。

というのは、それによって、親委員会の方の判断というものも、いろいろな条件を考慮する余地が出てくる。

我々は、科学的な根拠を親委員会に対して上げるような努力をしなければいけないので、新たな知見が加わった部分については、やはり附帯事項として付け加えることは必要だと思います。

吉川座長 わかりました。いいですか。

では、この案件については、そういう格好で一応案を書いて各委員に回しますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の前から議論を進めてきた件ですけれども、米国の BSE サーベイランスの見直しに対して、あのとき評価し、また、附帯事項を付けた食品安全委員会としてどう考えるかという見解（案）を出すべきだということで、議論をしてきたわけですが、一応、今日、その見解（案）をまとめたものについて、そろそろあまりタイミングを失しても意味はなくなってしまうわけで、向こうとしては拡大サーベイランスの結果をサイエンティストを含めたピュアレビューをして、その結果として、元のサーベイランス規模に戻す。それについてコメントがあるかという格好で投げかけられてきたものですから、できれば今日の議論を経て、プリオン専門調査会から親委員会を経て、食品安全委員会としての考え方を明示しておきたいと思っておりますけれども、資料について、事務局の方から説明していただけますか。

梅田課長補佐 これまでプリオン専門調査会では、米国は7月にレポートを出して、8月から新たなサーベイランスに移行しておりますが、そのレポートに関しての見解、情報をお配りして、先生方に御意見をいただいて議論してきたところでございますが、それらの御意見を踏まえまして、今回、見解（案）という形で資料としてとりまとめる方向で御議論いただければということで考えております。

既にこの見解（案）につきましては、先生方にお送りして、更に御確認いただいて、御意見を募っているところでございますが、若干構成なり紹介させていただきますと、大きく2つに分かれておりまして、1つは「BSE 有病率の推定について」ということでございまして、初めのパラグラフで、ここのレポートにございます、米国における BSE 有病率は100万頭分の1頭以下であるとする推定結果は、日本が行った米国産牛肉等のリスク評価で、サーベイランスデータから推定した有病率、100万等当たり1等程度と大きく異なるものではないと考えるということで記載しております。

次のパラグラフでは、しかしながらということで、この評価書の中で分析されているこ

とに關しまして、以下、考慮する必要があるという項目を書いております。BSE モデルの話であるとか、カテゴリー分類の方法、そういったことをごさいますして、個別には御紹介は省略させていただきたいと思ひます。

ただ、最後のパラグラフにありますように、実際にこれは推定してなければ正確なことは言えませんが、ピュアレビューでもその点を踏まえた検証がなされているわけですが、ここでまとめていただいている中でも 100 万頭当たり 1 頭以下であると推定する有病率が大きくなること、例えば 1 オーダー増えるようなことはないだろうと思われることを記述しております。

もう一つの柱といたしまして「2. 今後実施されるサーベイランスについて」ということで、アメリカのレポートの中で、現在移行しておりますが、サーベイランス計画が提示されておりますので、それに対する見解として 3 点まとめております。

1 つは、今回公表されたサーベイランス計画は、100 万頭に 1 頭の BSE 感染牛を発見する目的からすれば、高リスク牛により重点を置いたサーベイランスであり、その考え方自体は理解できるものであり、サンプル数そのものは少なくなるからといって一概に問題であるとは言えないと考えるということ、まず記述しております。

裏に行ってくださいまして、先ほどと同じような構成ですけれども「しかしながら」ということで、サーベイランス計画の実効性あるいは、そこから得られるデータの信頼性という点で、以下の考えを当方としては持っているということ、3 点挙げてごさいます。内容については、同じく省略させていただきますけれども、そういう点についての改善すべき点等をここに挙げてごさいます。

最後のパラグラフですが「米産牛肉等のリスク評価の報告書で既に記述したとおり」ということで、その中で、現在の米国の飼料規制の下では、一定の割合で交差汚染が起る可能性が今後も残るものと考えられ、このような状況において、今後、米国における BSE 汚染状況より、感度よく把握し、適切な管理対応を行うためには、以下の方法が考えられると記述しております。

以下の方法として、有病率の低い国では、規制措置の効果を検証するため、全国的な調査ではなく、例えば、カナダのアルバータ州と乳牛の取引の多い地域、酪農地帯など、高リスクと思われる地域に限定して、メスの廃用牛のサンプル数をできる限り増やすなどの方法がより効率的であると考えられるということを書いております。

以上です。

吉川座長 ありがとうございます。一部米国自身が行ったピュアレビューの中にもサーベイランスそのもののやり方についての問題点のような指摘もありましたけれども、ブロン専門調査会の疫学の強い先生も含めて議論をしてきたわけですが、今、説明がったように、最初の拡大サーベイランスで得られた結論について、大きくは違わないだろうということ、しかし、サーベイランスそのものに関して幾つか問題点があったということを受けて、特に汚染の少ない国でのサーベイランスの在り方という問題について、

一つは附帯事項で言ったように、今でも止まっていないという危険性は、やはり認知しておかなければいけない。

そうだとすれば、それをどういうふうに出検するかということで、拡大サーベイランスは戻すと言っているわけですがけれども、数的には、確かに OIE で言っているものの 10 倍はやると言っているわけですがけれども、単純に少なくなるから問題だということではなくて、従来のサーベイランスとして汚染規模を把握していくと同時に、スポットサーベイランスというか、より高濃度汚染のあり得るところを集中的に対象に加える格好で、本当に管理措置がうまくいっているのかどうなのかということを確認する必要があるのではないかという提言になっているかと思うんですがけれども、どなたか御意見はございますか。

永田専門委員 これてわかると思うんですが「1. BSE 有病率の推定について」の 2 つ目の点の中の細かい点の 2 項目目の「検査対象牛の年齢推定方法、云々の不明確な点がある」と書いてあって、そのとおりなんですけれども、しかも裏のページに、これも小さい点の 2 点目で「農場での適正なサンプリングを保証するため」といったセレクションがかかっていないか、代表性がちゃんと保たれているかという点は十分意識しているんですが、もう一声、例えばその最初のページで不明確な点があり、適正なサンプリングが行われたかどうか疑問の余地があるとか、そういったふうにもう少し強く言ってもいいのではないかと。というのは、年齢推定方法やらカテゴリーの分類方法が悪いのでないか、母集団の数を明確にしてくれということ、すべてそういったバイアスがかかっていないかということ、これを疑問に思っているという表われなので、そこを協調していただきたい気がします。前にも思いましたけれども、今になって今更のように言って済みません。

吉川座長 そうすると、一つは「しかしながら」というところの小項目の 2 点、検査対象牛の年齢推定方法、カテゴリー分類方法、母集団の規模に何でしたか。

永田専門委員 不明確な点があり、後ろの文をそのまま借りて、適正なサンプリングが行われたかどうかについて、疑問が持たれるところがあるということ。これらのことから疑問が持たれるということ。

吉川座長 わかりました。この 2 項目目に不明な点があり、適正なサンプリングだったかどうか疑問があるということを書けば、後ろの 2 ページ目の小さな項目はそのままでもいいわけですね。適正なサンプリングを保証するために、こうしなさいということですね。

永田専門委員 サンプリングを保証するための、具体的な提案ですね。

それで、パターンとしていいかと思います。

吉川座長 わかりました。そこはそうした方がわかりいいかもしれない。

永田専門委員 内容的には変わらないと思うけれども、不明な点があつて疑義だよというのではなくて、もう少しサンプリングそのものが適正だったかどうか疑問が残るという表現に変える。

吉川座長 わかりました。では、そこはそうしましょう。ほかの箇所でもありますか。

私は、最後の項目のところ「有病率の低い国では、規制措置の効果を検証するため、

全国的な調査でなくて、集中的にやれと言ったんですけれども、全国調査が必要ではないと言っているわけではなくて、やはりある意味ではOIEが言うように、同じような継続的なサーベイランスで、ちゃんと範囲内にはまっているなり、あるいは減っているということは確かめなければいけないので、ただ、それだけでは不十分なので、汚染地域の高いところ、例えば日本の北海道みたいに、ほかと随分リスクの違うところ、アメリカにもそういうところがあるだろうか、全国調査とともに、そういう調査も本当に管理できているかどうかやった方がいいという意味で言ったんですけれども、何となく協調されて、全国調査をやらなくてもいいので、そこをやれというふうに取り入れるので、私としては全国的な調査とともに、例えばこういう調査も加えてくれというふうにしたいと思うんですけれども、いいですか。ほかにありますか。

最初言ったように、あまり長く持っていて、だんだんと意味を失ってくるので、もしこれでいいということであれば、食品安全委員会の方に上げて、プリオン専門調査会としてのアメリカのサーベイランスに対して、どういう見解かというので、こういう見解であるという報告をしたいと思いますし、ホームページで公開するなり、方法を検討していただければと思います。では、これに関しては、そういうふうにさせていただきます。

今日は、予定どおりの4時に議論が終わったんですけれども、その他事務局の方から何かございますでしょうか。

梅田課長補佐 参考資料を御覧ください。これは、既に先生方にはお送りしておりますが、11月8日のプレスリリース資料として、米国産牛肉の混載事例、胸腺に混載されていた事例でございますけれども、これについての資料を参考資料3として紹介してございます。

加えて、裏の方に12月8日付けで、厚労省、農水省から公表されておりますけれども、米国側の事案に関する報告書の仮訳が公表されておりますので、これもこの中に紹介させていただきます。

現在、この事案についての状況を申し上げます、管理側において現地調査等を行っているということがございまして、調査結果を後日とりまとめられた後に、報告をいただこうと思っておりますということで、現在の状況でお知らせしました。

以上です。

吉川座長 それでは、ほかにはいいですか。

特になければ、どうも今日は3時間という長丁場でしたけれども、御審議ありがとうございました。次回の日程は、また事務局の方で日程調整をしていただいた上で、お知らせしたいと思います。

また、先ほど、親委員会の報告事項についても、できるだけ早く案を出して、まとめた案を委員の方に送りますので、また、報告案について、問題があれば事務局の方に連絡をいただきたいと思っております。

一応、さっきの件ですけれども、山本専門委員が言ったように、少し附帯事項を付けて、

結果の評価と附帯事項付きという格好で親委員会の方に返したいと思います。
ほかになければ、以上で終わります。どうも御苦勞様でした。